

日本漢字學史

文學博士 岡 井 愼 吾 著

緒 言

亞細亞の文明を代表する者として古來世界的に認められて居るは支那と印度との二國と答ふる外は無い。其の印度の文明は人種と云ひ言語と云ひ寧ろ歐洲に近いものとして姑く之を除外すれば、支那の文明だけが残ることとなる。此の支那文明の象徴は漢字と云ひ得よう。漢字若くは之より生じた文字を使用する國は嘗てか、又は現にか、支那の文明に關係せる證左で、漢字は即ち亞細亞文明を佑啓したもので有る。今日この種の文字を使用して居るは支那の外、日本（勿論朝鮮を含む）安南で有つて、支那以外の諸國は直接にか間接にか、之を借用して居るので有る。世の中には借金して一時の安を偷んだ爲に、自家の傳來した財産も其の利子につぎ込んで、結局後光も臺座も無くする者も有り（徳川時代の國學者が漢學傳來の爲に日本固有の精神を傷つけ失つたと悲憤したのも此の考のあらはれだ）、又借金を資本として之を利用して倖に萬金

の富をなす者も有る。この故に借用した物をいかに運用したかの迹を見ることは最も適切に其の借主の知能才幹を知ることとなる。然らば漢字が傳來してより之をいかに読み、いかに理會し、いかに運用し、いかに研究したかを検討するは、吾等の祖先の知能才幹を迹づける所以で、以て吾が皇國の文化史の一面を成すものだらう。

漢字とは漢土即ち支那の文字の略たること論を待たぬが、漢字は其の性質として一字一字がそれ／＼に一つの支那語で有る。即ち漢字の傳來とは單に記載用の文字の採用では無く、全く異なつた言語との接觸で有つた筈で、其の當時は大なる驚異だつたらう。但し此に注意すべきことは我國への漢字は三韓を経て傳來せられた事で、言語の諸條件に於て殆ど我と同じい三韓に於て既に學習せられた後に、其の韓人によりて將來せられたことは、一種の濾過作用を施されたものとも考へられ、又支那語は文法的變化を有せぬから、往時英國に於てブリトン人がアングロサクソン語を受け入れねばならなかつた際に其の文法的變化をもぎ離して、やうやく我が物としたに比すれば優に取入れ易かつたらう。或は近時諸種の出土物によりて證明せられる如く支那文化の吾が國に浸潤したことが歴史に傳へられるよりも更に古く而も徐々に綏漫に行はれたとすれば、或は今日想像するよりも其の驚異は少かつたかも知れぬ。

思想は言語によりて表されるが、言語も亦思想を導くから、國語がこの異國語と接觸した爲に思想にも種種の影響あつたことは明白だ。今其の内面的思想に觸れずに、文字通りに漢字といふ一の文字と見ても尙ほ國語に種々の事相を引起して居る。其の主なるものを數へると、漢字の一字一字が即ち支那語たる以上其の讀方は常に支那のに従ふの外に別途の物は有り得ぬ道理で有るが、獨り漢字に於ては吾が國と支那との交通が中絶した爲に従前の讀方のみが化石の如くになつて吾が國に傳はつた。處が支那は廣大な領地を有し、其の帝都は西に東に南に北に遷されて、標準音が代に隨つて變じ、而も此を直截に記載する方途が缺けて居たのと、又頻繁に外國勢力が侵入したのによりて支那の言語の變化と混亂とは極めて甚しかつた。この結果は吾が國に傳へた漢字の音は、よしや其の當初には餘程日本化した者で有つたにせよ、その姿を比較的に失ふことなく保存した爲に、今日では却て其の間に「支那古代音韻の諸現象」を窺ひ知ることが出来ることゝなつた。是は吾が國に漢字を傳來した目的では無かつたが、今日では怪我の功名の如き形となつて居る。

又漢字はその性質として最も原始的のものは象形指事といふ造字法により、その後とても形聲會意などの方法を以て組立てられた故に一點一畫にそれ／＼の意義を有して居つた。隸楷と書體が變遷するにつれて餘程便宜の物となつたが、それでも猶、意字たるを失はぬ。然るに支那でも佛經を譯するに方りては意義を顧みないで單に音を寫す所の音字として使用することゝなり、吾が國にても假名の出來ぬ前は往々音字として我が國語を寫すに用ひた。かゝる結果、吾が國に於ける漢字は「吾が國上代の言語やその記載法」を研究する唯一の資料ともなつて居る。

其の上に漢字が吾が國で唯一の文字として用ひられた若干年の惰力は之に優越の位地を與へて、國字としてふさはしい假名が出来て後も、漢字はなほ本字ほんじと稱へられて我は顔に横行したものだ。こゝに國語をも漢字の形で寫したいと有つて、「倭字」といふものが出来たり、漢字によつて「國語を製造」したりした。

此の如き状態で有つた爲に漢字の學習は明治以前には學問の基礎であり、其の研究は學問の重要な部分であり、隨て是に關する著作も少からず世に出でた。又明治以後は漢字の使用を吾が國にて廢止したいの、制限したいのといふ議論が日に月に擡頭して來たに拘らず、漢字の研究に於ては却て従前に見ない業績が公にせられて居るも奇といふべしだ。

漢字は此くも吾等の祖先及び吾等と深い交渉を續けたから、傳ふべき幾多の材料が有る。本書は之を詮索して吾が皇國文化の一面を明さんとするので有るが、其の結果から見れば漢土にては古今を通じて起らなかった考察、それから導かれた研究（それが悉く漢字への正當の認識か或は歪められたものかは今姑く論ぜず）も施されて日本漢字學が成立つたと觀るも必ずしも不可で無い。よりて今、「日本漢字學史」と題したもので無論漢字の傳來や使用の歴史にも涉つた。但し古來この種の著作が世に出ない爲に、本書は全く處女林を開拓するので勞は倍して功は半ばにも達せぬ。況や著者は窮邑に越在して僅に公暇を以て大都巨室に借看しては用を辨する爲に、著者自身も語りて詳かならざるを感じつゝ筆を進めて居る。此等は切に大方の批正を仰ぎたい。

さて本書は漢字が傳來してより以後を三期に分けた。

上世 傳來の初より承平の末（九五七）まで 倭名抄迄

中世 天慶の初より豐臣氏の末（一六〇三）まで

近世 徳川幕府時代 附明治以後今日まで

上世は標準たる書寫としては未だ假名の用ひられなかつた時代で有る。蓋し佛經の訓讀に用ひられた假名では天長五年（一〇八八）といふ奥書の有る物が存し、「竹取物語」や「古今集」が世に出るまでには假名の用途も既に廣く久しいもので有つたに違はぬ。然るに上世を承平の末までくり下げたは承平の初に成つたと考へられる「倭名類聚抄」が漢字を以て讀方を示して居るから。

中世と近世とを區劃するには「倭名抄」の如き格段の物は無い。強ひて言はゞ中世では實用としてのみ用ひられた漢字が、近世では漢學の盛となるにつれて研究の對象ともせられるに至つたことを擧げられる。

明治以後の漢字は一方には千六百年間の親しさと奉仕とを忘れて一途に疎外せんとせられる無情を怨み、一方には千六百年間會て無かつた眞摯なる研究を施される好意を嬉しみ、悲喜交至るの六十年で有つたらう。之を一時期と立てなかつたは材料の多少は兎に角、他の權衡上餘りに短い期間だからである。

第一篇 上世篇

上世の概説

漢字は阿直岐、王仁、阿知使主、辰孫王等によりて將來せられたが、當時氏族を以て政治組織とした爲に阿直史、文首（王仁の裔）、倭漢直（阿知使主の裔）の三家が主として之を取扱ふことゝなつた。いかに世業とは云へ年月の力は其の學業を荒ませたと見えて敏達朝（傳來よりほど三百年の後）には此等の子孫は高麗よりの書を読むを得ぬ迄に成り下つた。此の時其の優れた知識を表した王辰爾も實は百濟の貴須王の胤で歸化した一族だ。

この事件の少し前に佛教が傳來した。佛教と云へば信仰だ、學問では無い。又その頃の信者が直に看經讀誦したとは思はれぬが、學問が二三の家の世業で有つたに比して一般に漢字に接する氣運を作るには與つて力有つたらう。聖德太子の出現によりて吾が國の文化が躍進したらしいが、漢字に關する文獻も太子を遡りて始めて存在する。大化の新政以來政治の總てが唐を模範とした爲からも、氏族政治は習慣律によりて運用せられたるべきに今や一躍郡縣政治となりて成文成規を貴んだ爲からも、漢字は實生活の必需品となつた。

奈良朝の文化は實に燦然たるものだ。法隆寺を、大佛を、正倉院を文藝の上に求めて何物を之に充つるかには人々に異論も有らうが、充てるべき物に乏しからぬことは衆口一致する所だらう。漢字の方から云へば八十卷華嚴音義や楊氏漢語抄（今は傳はらぬが）などの專書が出たは、古事記序で、大友麻呂が國語書寫について述べた困難より、萬葉集に見える戲書（せんが）をなす迄の餘裕を見るに至りし過程に相應しいとも云へよう。

普通に平安朝を桓武天皇即位（二四四）より鎌倉開府（一一八五）までの四百年とするなれば、本書の上世は承平五年（一一五七）に終るのだから、其の始の三分の一をも含むので有る。漢文はこの時期に於て後の徳川時代と相匹敵する程に尊重もし、學習もせられたのだから、其の遺物は優に漢土に對して誇るべき光輝を放つて居る。文鏡秘府論と云ひ、篆隸萬象名義と云ひ、祕府略と云ひ、東宮切韻と云ひ（この兩書は一部分しか存せぬ）、新撰字鏡と云ひ、倭名類聚抄と云ひ、何れも海彼の人をして狂喜せしむる物で、原本玉篇の彼に俟して我に存するは實に我が誇りで有る。

漢籍や經論の學習盛なるにつれて訓點の用も廣くなる。訓とは傍訓、點とはオコト點。但し學習盛なりとは前時代に比して咿唔の聲の増さりゆくを云ふので、一般に翕然として之に嚮へりといふでは無い。隨て知識を秘密にする爲にオコト點は家々その規を異にして一種の隠し點で有つた。又傍訓は字音と國語との二に分れる。國語のには今觸れないが、字音では最初の間は極めて粗なもので亦一種の心覺えに過ぎぬ。

存在の有り。大矢國士の假名遣及假名字體沿革史料の第二、高嶺氏の「法華文句」、第六、石山寺の「大智度論」の訓點では

朗、ヲ反、憑、ヒ反、矜、キ反、着、チ反（反は反切の義を借りて、假名の意）

の如く其の音の初頭をのみ記して居る。此の「大智度論」は天安二年（二五二）の附點で、上代に屬する平安朝の中央に位する。尤も此等は此かる物も存したといふので、全部かうなつては居らぬ。

假名の制定と云へばいかにも國語記載の便のために起つたかに考へられるが、事實はさうで無い。漢籍や經論の學習に行間に細書しなければならぬのと、手早く筆寫しなければならぬのとで、漢字の形を省いた其の名の如く假初の文字で有つた。而も其が偶然にも表音文字となつた爲に國語記載には屈竟の物と利用せられたは思ひ掛けぬ收穫だつたらう。

假名は便利では有るが假初の文字だ、表だつた物に用ひては其の物の尊嚴を傷つけると考へられる。即ち和艸和名に倭名類聚抄に其の音讀になほ片假名を採用せざりし所以。けれども其の内容に於て同一の物を奈良朝には楊氏漢語抄と稱へ、平安朝には倭名類聚抄と云はれたに時代の動きは看取せられる、これ倭名抄を以て平安朝を結ぶ所以。

縣居一派の國學者は漢字漢文の傳來せられたのを、吾が國固有の剛健なる國民精神を破壊して文弱ならしめたものと痛惜して居る。他國の文明を採用する際に利をのみ攝取して害を伴はぬことの、勢として望

むべからざるは、歐米の文明を採用した今日が之を證して居る。吾人は今日歐米文明より齎されたる害毒を痛感すればとて、其の利を認めざるを得ぬ。然らば縣居一派の論は擔板漢の見だ。内藤湖南博士の「日本文化史研究」に

國史家始め多くの日本人は今日でも、動もすれば日本文化なるものの最初からの存在を肯定し外國文化を選擇し同化しつゝ今日の發達を來しと解釋せんと欲する傾が有る。此の謬想は隨分古くから有つて、國民的自覺が生ずると同時に日本人は已に此の謬想に囚はれたと云つても宜い。

例へばこゝに忠孝といふ事が有る。忠孝といふ名目は勿論支那より輸入した語で有るが、忠孝といふ事實は元來日本國民が十分に具へて居て、それに支那から輸入した名目を應用したものだといふことに解釋しようとする傾が有る。然しながら之を根本から考へて見ると既に國民が此の徳行の事實を有つて居り、而して又他方に固有の國語が有る以上何か其の事實に相當した名目がなければならぬ筈で有る。然るに忠孝といふ語の如きは日本民族が支那語を用ひる以前にいかなる語で表して居たか殆ど發見し難い。孝を人名としヨシ、タカと訓むは善、高といふ意味の言葉で有つて親に對する特別語では無い。忠もタゞと訓むのは正の意味で是も君に對する特別の言葉では無い。既に古代に其の言葉が無かつたとすれば其の思想が有つたか否やは大なる疑問で有る。

從來の日本の學者の解釋の方式は日本文化の由來を樹木の種子が最初から存して、それを支那文化の養分によつて栽培せられと云ふやうに考へるので有るが、余の考へる所では例へば豆腐を造る如きもので、豆を磨つた汁の中

に豆腐になる素質を有つては居たが、之を凝固さすべき他の力が加はらずに有つたので、支那文化は即ち之を凝固さしたニガリの如き物で有ると考へるので有る。(日本文化とは何ぞや)

と云はれたやうに漢字の傳來が後るれば後る、程わが文化は一定の形を成さなかつたこと、想像するのが至常であらう。

抑もわが帝國內にある金石の古いものを順次に擧げると

- | | |
|---|--|
| <p>×一、黏蟬縣神祠碑(平安南道龍岡)
 <small>五五五</small></p> | <p>×二、新羅眞興王柘塹碑(慶尙南道昌寧)
 <small>五五五</small></p> |
| <p>○三、隅田八幡宮人物畫像鏡銘(紀伊伊都郡)
 <small>一三三三</small></p> | <p>×四、高句麗城壁石刻(平安南道平壤)
 <small>五五五</small></p> |
| <p>×五、新羅眞興王巡狩碑(咸鏡南道咸興)
 <small>五五五</small></p> | <p>×六、新羅眞興王巡狩碑(京畿道楊州)
 <small>ナシ</small></p> |
| <p>×七、高句麗城壁石刻(平安南道平壤)
 <small>五五五</small></p> | <p>○八、觀世音菩薩造像記(大和法隆寺)
 <small>五五五</small></p> |
| <p>○九、藥師佛像造像記(大和法隆寺)
 <small>五五五</small></p> | <p>十、釋迦佛造像記(大和法隆寺)
 <small>五五五</small></p> |

となる。

然るに其の文を見ると朝鮮の六種は官名等に朝鮮固有のを挿んだ外には整つた漢文となつて居るが、内地の四種中には奉遣大御身勞賜 誓願賜 などの形が見える。此は惡しく云へば外國語攝取の力の遲鈍を示すもので有り、善く云へば己を忘れてまで他に盲從せぬ自我の發露で有る。古事記を成し萬葉集を貽した努力より見れば寧ろ善意に解すべきで有らう。此の自我は直に國民的自覺となり得るものだ。然らば

縣居一派の國學者が唱へるやうに文弱になつたことも否まれぬが、國民的自覺は失はれず且漢學の輸入によりて吾が文化は成り且進んだとも云ふべきで有る。

一、漢字の傳來

本書が漢字の傳來より筆を起すべきは論をまたぬ。漢字の傳來は正史には應神天皇の八十五年(九四五)の事とせられるが、近年、日に月に明かになつてゆく出土品の研究によれば、漢土との交通は随分古く、其も九州など西陸に止まらずして畿内にさへ前漢時代の物が發見せられるといふ。前漢と云へば六八四年に終るから、其の頃に文字も傳はつたとすれば漢字の傳來は更に小三百年を洩らねばならぬこととなるが、今は尙ほ此の正史の記述に據らう。

古事記―百濟國主照古王、牡馬一疋牝馬を以て阿知吉師に附して貢上す、又百濟國に科せ賜ふ、賢人有らば貢上せよと、故命を受けて貢上せる人の名は和邇吉師、即ち論語十卷千字文一卷併せて十一卷を是の人に附して貢進す日本書紀―十五年秋八月百濟王、阿直岐を遣す云々、阿直岐亦能く經典を讀む、即ち太子菟道稚郎子これを師としたまふ。こゝに天皇、阿直岐に問ひて曰はく、もし汝に勝れる博士も亦有りやと、對へて曰はく王仁といへる有りて是、秀れたるなりと、よつて王仁を徵さる。十六年春二月王仁來れり、太子菟道稚郎子之を師として諸の典籍を習ひて通曉せられざるなし。二十年倭漢直の祖阿知使主その子都加使主並に己の黨類十七縣を率ゐて來り歸す

『續日本紀』延暦十年四月、文忌寸最弟等の上言に、「漢高帝の後を襲と云ひ、覺の後王狗轉じて百濟に至る。久素王の時に聖朝使を遣して文人を徵召せられし時久素即ち狗の孫の王仁を以て貢したり」

同一延暦九年七月津ノ連眞道等の表に、眞道等の本系は百濟國貴須王より出づ云云。應神天皇、上毛野氏の遠祖荒田別(一)に命じて百濟國に有識者を搜聘せしめられし時、國主貴須王恭しく使の旨を奉じて其の孫辰孫王(一名智宗王)をして使に隨ひて入朝せしむ。天皇これを嘉して寵命を加へて皇太子の師となし給ふ。

此等を並看すると王仁のと同じ傳説が辰孫王にも存するが、辰孫王は津ノ連の表にも百濟國貴須王の孫と云ひ、姓氏錄にも其の子孫たる津ノ連即ち菅野朝臣を百濟國都慕王十世孫貴首王之後として居るから、王仁の漢種たるとは全然別人で有る。又この傳來を記には照古王、紀には阿花王、文忌寸の上言には久素王、津ノ連の表には貴須王として有る。鈴屋翁の説に従ひて照古は普通に云はれる尙古、貴須は仇首、且つ久素とは文字の異のみと見ても

尙古(照古)王	241 374 1006—1034	神功皇后攝政	201 266 861—929
仇首(貴須、久素)王	375 383 1035—1043	考 應神天皇在位	251 316 861—970
阿花王	312 404 1052—1064		

で、其の間に數十年の開きが有るなどの事が有る。此は上古の歴史として避け難き事では有るが、那珂博士の「外交釋史」には、

「記の趣と二ツの表とは低摺したるに非ず、阿知吉師につけて馬を獻りたるは神功皇后攝政の御世なるべし。又科せ賜ふ賢人あらば貢上せよ」とあるは又科賜と端を更めて記したれば馬を獻りたるとは異時なること著し。二ツの表に皆貴須王の時としたれば和邇吉師の來朝は貴須王の薨じたる甲申の年(253)より前の事にして應神天皇御宇二十歳許の頃にぞありけん。辰孫王の事は「古事記傳」に「辰孫王も和邇と同時に同列に參來つるが、此「記」書紀などに其の傳へは漏れたるなるべし」と云へるが如し。紀に阿花王の時とあるに拘らず、二族の表に貴須王の時としたるは必ず據所あることなるべし。然らば阿知吉師の來朝は近肖古王の時、和邇吉師の來朝は近貴須王の時にして異時の事なるを「紀」は二つながら阿花王の時として十五年十六年に續けて記したるは傳の誤れるなり。又菟道稚郎子の阿直岐王仁を師とし給へる事は後の事を終言したるなり、王仁辰孫王の來朝は應神天皇御年二十歳許の時にして、少子とある稚郎子の未だ生れたまはざる頃なれば、この太子の典籍を學び給ひしは此の御世の末頃の事なるべしと考定せられた程で、事實は「應神記」紀に有るとは頗る趣を異にしたらしい。

この時持參せる書籍を「記」には「論語」字文と明記してあるに、「紀」には缺けて居る。之を「古事記傳」には「書紀」に「只太子習諸典籍於王仁」とのみ有りて書籍を貢りし事の見えざるは彼の「紀」は凡て甚く漢ふりを飾りて撰ばれたる程に、文字書籍は神武天皇の御世にも既に有りしに記されたれば、上代に文籍なかりしと云ふことをあかすおぼして、此の御代に始めて渡り來し事をば忌み隠されたる物とぞ思はる、

と述べて居らるゝ。書紀を撰んだ人々の態度はいかにも其の通で有らう。しかし漢土にて出來た書物を記したとて此の態度が傷つけられるとも思はれぬから、私は寧ろ書紀が之を記さなかつた理由は別に有らう

と思ふ。蓋し「記」の時には太安曆も釋田阿禮の誦するまゝにあゝ記入したものゝ、「書紀」は異邦の人にも見らるゝものと思へば「の不安を感じざるを得ぬ事實が有つた爲に之を省略したと見るべきで、不安を感じざるを得ぬ事實が即ち之を記さなかつた理由だらう。何によりて不安を感じしか。『千字文』は周興嗣の作で梁朝の物で有る。應神の朝は八六一—九七〇年だから梁朝一五六二—一五六六年よりは少くとも二百年の前だもの、どうして其の『千字文』を持参せられようと氣附いたからで有る。さて此く氣附いた爲に前賢の此處の文を解く説が略三つに別れた。新井白石の『同文通考』に

王仁が献りし所一卷と聞えしは凡將篇、太甲篇、急就章等の小學の書を奉りしをかく傳へ誤りしにやとある如く『千字文』で無かつたとする説、又『古事記傳』に

此は實には遂に後に渡り参來たりけれども、其の書重く用ひられて殊に世間に普く習誦む書なりしからに、世には和通吉師が持参來つる由に語り傳へたりしなるべし

とある如く記事の誤とする説、又谷川士清の『日本書紀通證』に「疑ふらくは千字文は魏の鍾繇の原本」と云つたり、栗原信充の『柳庵隨筆』に

『千字文』の世に行はるゝ事は遠く漢魏に濫觴す、鍾繇本が事は宋史李至が傳と玉壺清話に見えたり。然るに趙翼が『鄭餘叢考』に所謂鍾繇の書とは宋人傳記の誤と云へど、本朝に傳へたる年月を以て推考するに漢魏の間『千字文』世に行はれしこと見ゆれば鍾繇が本偽作とも云ひがたし

とある如く此の史實を逆用して應神朝以前に漢土に『千字文』ありたりとする説などが其の代表で有る。

『記傳』の如く記事の混雜と見去れば事も無いが、さう迄果斷になられぬ者は自ら他の兩説を検討したくなる。『千字文』に果して鍾繇本が有るならば周興嗣の『千字文』を著録した『隋書經籍志』、梁蕭子範の『千字文』を著録した『舊唐書經籍志』が何故に之を載せぬか、唐五代の文獻に一見だにせずして俄に宋史の李至傳に始まるは何故か。其の李至傳の文も

上太宗曰はく千字は乃ち梁の武(帝)が破碑の鍾繇の書を得て周興嗣に命じて次讀せしめて成れるもの

と有るのみで、興嗣の材料とせるものが鍾氏の書いた破碑の文字だつたことこそ分れ、鍾氏の『千字文』として存する證にはならぬでないか。故に鍾氏の『千字文』は全く後世の偽撰に外ならずと斷すべきで、其の存在などを證するは無益の事で有る。然らば『同文通考』の説が獨り存し、島田重禮博士も

白石の説は一時臆に憑りて推測せしなれども、夙く此に心付きしは眞に千古の卓見にて慧眼炬の如しと推服せられし所。さて博士の「此に心付きし」と云はれし點は

『急就章』は姓名諸物五官等の字を雜記し幼學には極めて便利なるものにて、後世の上大人、百家姓の如く幼學の習字帖とせし故、百濟より獻する所は此『急就章』にて有りしならんと思考せり

とある如く幼學に便利なる小學書と見込みたるを指されたものだ。此く小學書と見たるに敬服するは著者も博士と同じきが、遺憾ながら『急就章』ならんとする博士の見には従ひ難い。著者は此は『急就章』ならずして

蒼頡篇に非ざるかを疑ふものだ。蓋し急就章は今日も世に存して前は三音後は七音の句より成れるものだが、同じく小學書の一なる蒼頡篇は四言の句から成ること「千字文」と全く同じだ。(蒼頡篇の文として「説文序」に幼子承詔、「爾雅注」に考妣延年を引いて居る)。稗田阿禮が「古事記」の原據たるものを口授せられた時にはもはや蒼頡篇が亡びたので、何でも四字句の小學書だつたといふので、輕卒にも周興嗣の「千字文」としてしまつたと見る方が急就章とするよりも數等尤らしいで無いか。

上古の紀年については段々之を引下げる説も有るから、之に従へば應神の朝に「千字文」が既に存するで無いかの疑も有らうが、外交經史の見では書紀に應神天皇は庚午(二七〇)に崩せられたと有るを戊午の誤と見て百八年だけ(四七)引き下げるのだから、猶ほ彼の東晋の末で、梁になるには宋齊の二代を降らねばならぬ。

因にいふ岡田博士の「日本漢文學史」に「貢進の「千字文」につきて近時木村博士は鍾繇説を主張し島田博士は急就章説を主張し、互に論辯する所あり。余は木村氏の説に賛せんとするものなり、其の理由の主なるものは梁の周興嗣以前に「千字文」ありしは確實なる事實なり。正倉院の文書中、「東大寺獻物帳」に(王羲之書卷五十一 眞草千字文二百三行)と見えたり。晋の王羲之の時に「千字文」ありしことは之によりて證明するを得。果して鍾繇の作なりしや否やは不明なれども、兎に角魏晉時代に「千字文」ありしことは寧ろ古事記に依り獻物帳によりて斷定すべし」とある。此の獻物帳の義之書「千字文」をば島田博士が既に「唐世摹搨の周興嗣本なり、唐以後此種の本頗る多し。且眞卿二體を書分けしは陳隋間より行はれしことにて智永の「千字文」即ち其の證なり、此の體魏晉頃には所見なし」と辯じて居られるのである。然るに其

の死灰を燃やさうとは頑ななことだ。

「論語」につきても少しく述べよう。亦「書紀通證」に「疑ふらくは論語は何晏の集解本」と云つたり、柳庵隨筆に「論語十卷と見えれば漢石經か或は何晏集解本なるべし、其の故は漢書藝文志に「論語二十篇とありて卷數を記さず、これ前漢の時十卷本なき事知るべし。その十卷本とせしは後漢石經を始とするは論語校勘記に「引く所の漢の石經十卷は洪邁の「隸釋」に載する所の石刻殘字に據る」と見ゆ、この後何晏の集解を作る、又石經により十卷とす

と有つたりする。抑々石經を十卷とするは柳庵の誤解で、隋書經籍志に「一字石經論語一卷梁には二卷有り」とある如く裝潢者の意のまゝに卷を成すので、石經それ自身に分卷は無い。隸釋にも右石經論語殘碑九百七十有一字」とか凡廿篇萬五千七百一口字」とか有るばかりで有る。校勘記に石經十卷と稱せるも便宜に呼んだので決して此處の十卷に引き當てる根據とはならぬ。然らば此の時獻ぜしは何晏の集解本なるか、島田博士に亦「百濟所獻論語考」一篇が有りて、外交經史に其の要點として

「古論齊論魯論の三種は皆經文のみにして、古は之を幾篇と計へて幾卷と云はず、漢書藝文志に「古論語二十一篇、齊論語二十二篇、魯論語二十篇とある是なり。古事記に十卷とあるは此三論に非ず。阮孝緒の七錄、隋書經籍志に鄭玄、王肅、虞翻、熊周、何晏註皆十卷と載せれば必ず此等の内なるべし、されども鄭何の外はさまで當時に行はれしとも聞されば、百濟邊まで流行したるは定めて鄭玄何晏の兩種なるべし」とて、其より鄭何二學の來歴と其の流行の優劣と晋百濟の地勢の關係とを詳論して、終に百濟より貢進せる論語は鄭注なるべしと斷ぜり

と記して有る。いかにも穩當な意見で、必ずや鄭注本だつたらうと思はれる。但し博士の子である翰氏の『論語講義書後(訪餘録に載す)』に

是の時清言は獨り江左に盛なれど、河洛にては尙、古註を講じて舊章を破らざることを知る。而るに兩國(わが國と支那)の來往には三國ありて之が介を爲せるが百濟を尤も多しとす。三國の河洛との遠近は江左にいづれぞ、然らば百濟の傳へし所の鄭注にして何解に非ざるや必せり。

と有るが其の家學で、博士の「晋百濟の地勢の關係」も此の點から立論せられるならば著者は如何かと思ふ。上古ほど陸路の交通が案外に困難で、大膽にも一葦の舟を泛べて萬里の波濤を凌いだは歴史に明かだ。且や接壤の地とは云ひ乍ら當時の朝鮮は南北その勢力を異にし、吾が國に親近した南方の力は大同江を越えて北するを得なかつたので、高句驪が北方の勇を誇つて居る間を通つて使車の來往を見るなど、どれほど困難で有つたことか。この故に「三國の河洛との遠近は江左にいづれぞ」とあるが、此は遠近の問題ではなく、陸路苦と水道樂との難易の問題で有る。江左には清言が盛であつたとは云へ、その陳の陸德明の『經典釋文』、清の錢大昕が

この書に錄する所の注解傳述の人は多くは是南士にして北方の學者は絶えて齒及せず

と云つて居るに、其の釋文にさへ鄭玄注十卷等を著錄して有るから其の時よりも二百年前に(陳の季は一四八、漢字傳來は推定一〇四〇)既に江左に鄭注の存せぬを斷言せられようか、この故に私は江左より百濟

に鄭注が傳へられて、その鄭注が吾に再傳した者と考へたい。「日本漢文學史」に谷川、島田兩説を出して「今果して孰れるかを知るべからず」と有るは千字文の場合とは打つて變つて慎重で有る

鄭注の卷數は鄭玄の本傳には無い。近年熾燁で鄭注の龍紀二年(三五〇)の寫本(述而より鄭黨までの四篇を存す)が発見せられたが鄭黨第十の末に卷第二とあるから全部四卷より成つたらう。此が鄭注の眞の分卷で十卷といふのは隋志の誤ならば、本文に云つたことも訂正せねばならぬ。

さて此の時に阿直岐や王仁が傳へた字音が當時百濟で行はれたものなるべきは自ら明かだが、其が百濟化したもので有つたは左の記載でも知られる

阿知吉師—記 阿直—記 阿直岐—記 アチキ

和邇吉師—記 王仁—記 ワニ

押山—紀 意斯移麻岐彌—紀に引いた百濟本紀 オシヤマ

河内直—紀 加不至費直—同右 カフチ

更に文章をも轉倒して訓で讀んだか否やは朝鮮の文獻が存せぬので斷言しかねる。「漢文學史」に「三國遺事」に史讀を以て書したる歌諸處に散見せり

聖德王時、純貞公赴江陵太守云々老人獻花歌曰 花盼折叱可獻乎理音如

花折獻の三字は漢字の意義に用ゐられ其の餘の七字は史讀ならん、而して客語たる花の字は上に在り述語たる折の

字が下に在るは漢文の折花を書き下したるものならん。此の形式より類推すれば古代の新羅人が方語を以て漢文を譯讀したるには廻轉顛倒して讀まざるべからざるべし

とあるは證に據りて立論せられたればこの種の議論中最も卓越せるものと云ふべしだ。然るに著者がまた之に信從するを躊躇するは「外交」^{ガク}「外史」に從へば

高句麗百濟にて漢學の一般に行はれたるは大抵佛敎の東漸と同時に有りき、

麗紀 小獸林王二年(三三七)大學を立て、子弟を教育す

濟紀 近尙古王三十年(三三五)是に至りて博士高興を得て始めて書記有り

と有りて、此等の年月は上に阿知吉師の來朝は近尙古王の時、和邇吉師の來朝は近貴須王の時とせるものと甚しく接近して、百濟等にて一種の讀方の成立つ餘裕を存せざりしかに見ゆる一事あるからだ。但し我が國にても漢字の傳來せしは推定一〇三〇年の頃なれど、一般に行はれたるは聖德太子(一三七〇前後)といふべきに例すれば、三韓に漢字の入りしは八〇〇前後とも推定すべくして一種の讀方の成立つには十分で有つたか。況や漢の武帝が朝鮮に四郡を置いたは五五三年で有り、此くて其處に移された支那の文化は半島の北半で培はれたとは云へ漸次に南下したるべきは理の當然で有る。然らば正史には其の後五百年にして文教の起つたを記すとも、實際に於ては疾に支那文化の浸潤したを否まれぬをやとも云はれるが、又今日の言語で見ても漢語が其のまゝ朝鮮語となつて居る數は國語とは比較にならぬ程多い(いふ心は我が

國では傍若無人だの老少不定だのと句のまゝの漢語は極少く、多くは二字の熟語だが、朝鮮では句のまゝのが非常に多い)如く支那勢力の壓迫は甚しかつたやうだから、夙に自國の語脈に讀むことが起り得たらうかと危ぶまれぬことも無い。

小倉博士の「郷歌及び吏讀の研究」に新羅時代の吏讀に屬すと稱し得べきは、上院寺鐘記(聖德王廿四年)葛頂寺石塔記(元聖王の代か等だと有る。此は偶然にも獻花歌と略同時で、吾が文武—聖武(一三五七—四〇八)の御宇に相當する。八〇〇年代に漢四郡の支那文化が南被したら今少し文獻が存してよいやうにも考へられる。

二、文首と文直等

漢字の傳來するや稚郎子皇子の如く直に之を學習し且通曉せられた方も有つたが、一般としては阿直岐、王仁、阿知使主の子孫が専ら之を取扱つたことは上にも述べた。應神記に阿知吉師には「此、阿知吉師は阿直史等の祖」和邇吉師には「此、和邇吉師は文首等の祖」と注して居り、又「漢直の祖と參渡り來れり」(これには注なし)とあるを、紀には倭漢直祖阿知使主とあるのでさう考へられる。

阿直史につきては前賢も

紀の天武卷に十二年阿直史に姓を賜ひて連と曰ふ、姓氏錄に安勅連は百濟國魯王の後なり、續後紀に阿直史福吉、

録には廿九氏を著録して居り

木津忌寸 火撫直 栗栖直 坂上大宿禰 檜原宿禰 内藏宿禰 平田宿禰 佐太宿禰 谷宿禰
畝火宿禰 櫻井宿禰 文忌寸 石占忌寸 檜前忌寸 藏人 葦屋漢人 池邊直 山口宿禰
路宿禰 丹波史 若江造 常宗忌寸 志賀忌寸 志賀穴太村主 山代忌寸 凡人中家山代忌寸
河内忌寸 臺忌寸 高安忌寸

又坂上系圖に引かれた古姓氏録の遺文には更に數氏を増して居る。

今引いた如く應神孝徳紀には倭漢直、欽明崇峻紀には東漢直と二様に有るが俱に阿知使主の裔たるは無
論で、東の字を用ひるは王仁の裔が河内に居りしに對して其の大和なるを示す爲だ。此の東西兩家が主と
して政治に當つたは履仲の朝に藏部を定めたのを古語拾遺に

齊藏の傍に更に内藏を建て、官物を分ち收め、仍りて阿知使主と百濟博士王仁となして其の出納を記さしむ。始め
て藏部を更め定む

と記して居るから漢字渡來後幾何ならずしてもう起つた事だ。

敏達朝に高麗よりの表疏を諸の史に讀ましめられた時、三日以内に讀むことが出来なかつた。獨り船
史の祖の王辰爾が之を讀釋したが、辰爾の同系は姓氏録に

菅野朝臣 葛井宿禰 宮原宿禰 津宿禰 中科宿禰 船連 鷹高宿禰 百濟伎 不破連 河内

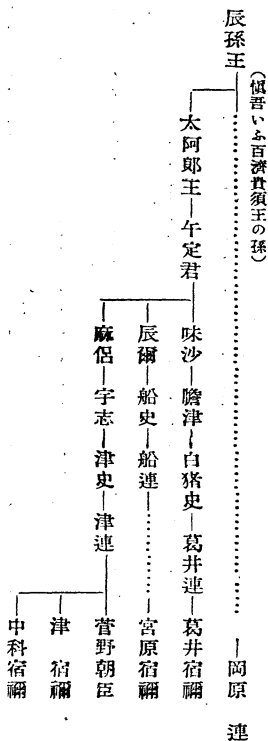
連 岡原連

の十一氏を著録して居り、其の何れも文教に盡した事は外交釋史に

辰孫王の曾孫午定君(本書十二頁に引いた眞道の上表の中に見ゆる所)は姓氏録に鹽君に作り、午定君の三子味沙、

辰爾、麻呂は姓氏録に味散、知仁、番侶と書けり

とて左の如く圖示して



欽明の朝に船賦を數録した王辰爾、白猪田部の丁籍を檢定した膽津、敏達推古舒明の三朝に仕へて功勳
あつた王後、首(辰爾の孫)、蘇我蝦夷の亂に國紀を取出した船史惠尺、その子の道昭和尙、律令の撰に與
かつた白猪史骨、續日本紀の撰に與かつた津連眞道等を擧げて居らるゝでも分る。

この故に漢字の傳來と云へば誰しも王仁を考へるが、當時の文教に盡したは阿知使主や辰孫王の子孫が
寧ろ大なりとする。

三、佛教の傳來

正史では漢學傳來してから二百六十七年にして佛教が亦傳へられた、同じ百濟から、吾が欽明天皇の御代(一一二)。日本書紀に

十三年秋十月百濟の聖明王釋迦佛金銅像一軀、幡蓋若干、經論若干卷を獻す

と有れども古事記には見えぬ。この事實は宗教史思想史の一大事たる外に尙本書の題目ともなるは經論若干卷の讀誦が即ち漢字漢文の學習だからである。

我が國の漢字を讀むに漢音と吳音との二が有つて、其の用ひられる範圍から云へば外典に漢音、内典若くは會話語に吳音が用ひられる。應神の朝に傳はつたは外典だから漢音先づ入り、こたびのは佛典だから吳音次に入つたと見ようとする、會話語として吳音の根柢の深いことが不合理となる、いかに佛教が盛行はれたとは云へ、三百年近くも前に傳はつた漢音をさう完全に會話語から驅逐せられさうにも無いから。徳川時代の先賢はこの問題に可なり其の頭腦を悩したもので有るから、此處で之について述べる。

漢吳兩音が今の如く最初から相對立して居たやうか。今日は片假名平假名ときはやかに分れて居るが、派りて見ると片假名とも平假名ともつかぬものから始まつたことが明かなる如くに、最初には兩音としては存在しなかつたかも知れぬ。さう考へると普通の説に従つて古事記頃までは略一音で、書紀以後に兩音

が存在することになるのだが、徳川時代の先賢はかうは考へずに兩音を應神欽明兩朝の何れに繋げるかにのみ苦心せられたのである。文獻は徳川時代以前のより引かう。元慶(二五三七—二五四四)中に僧安然の著した悉曇藏の「異音を定む」の條に

日本國には元、二音を傳ふ。表は平聲は直低にして輕あり重あり、上聲は直昂にして輕ありて重なく、去聲は稍引きて輕なく重なく、入聲は徑^よちに止みて内なく外なし。平中の怒聲は重と別なく、上中の重音は去と分れず。金は聲勢の低昂表と殊ならざれども但上聲の重を以てすれば稍相合ふに似たり。平聲の輕重は始は重く終は輕く之を呼ぶな異となし、唇舌の間にも亦差舛あり。正和の末に正法師來りて云々、元慶の初に聰法師來りて云々、この兩師共に吳音漢音を説き且つ摩字那字泥字若字玄(慎吾云ふ會の訛)字廻字の類の如き吳音は和音に似、漢は正音の如し、又母字不字等の類の如き吳は唇を開きて更に聚むるが如く漢は唇を開きて直に散するが如し

と有つて漢吳兩音を並べて居る。漢字三音考に

或説に金禮信といふ人對馬に來て初めて吳音を傳へ、次に表信公といふ人筑紫に來て漢音を傳ふ、是此方にて吳音漢音の始めなりと云へり。この金表二家の音のことは元慶の頃の或書にも見えて浮きたる説には非ず

と有る元慶の頃の或書とは必ずや此の悉曇藏だらう、けれど金と表とが直接に漢音吳音に關係ありとも對馬筑紫への來着とも藏には見えて居らぬは上に引いた通だ。さて

我が日本國には元、吳漢二音を傳ふ、初、金禮信來りて對馬國に留まりて吳音を傳へ、舉國之を學びて因りて名づ

けて對馬音といふ。次に表信公、筑の博多に來りて漢音を傳ふ是を唐音といふ

とあるは管見では天和(二三四—二三四三)中に僧淨嚴の著した番疊三密抄が嚆矢で、其の原據としては藏五並或抄と註して居る。この註では藏に無い者は「或抄」に有ると信ぜねばならぬが、磨光韻鏡餘論に番疊藏及び十二例に我朝に元、表金の二家有りと云ふ

と有るのでは或抄が十二例らしい。然るに著者の見た十二例(享保三年備前の松林寺板行)には

我朝に元、表金の二家有り、當今も亦新古の説有り

の二句あるのみだから淨嚴の本づく所は此の十二例でも有るまい。同文通考に「眞言の傳に云へることあり」とて此の金表兩人のことを云つて居るから、此の三密抄の據る所の或抄は別に有ると見える。擬著者は此の説について「吳音先づ來り、ついで漢音來る」を示した者かと思ふ、吳音を金に結び付けたは金が朝鮮の著姓で有るから、漢音を表に結び付けたは三音考にも

表信公と云ふは彼の神護景雲の頃の音博士袁晉卿を訛り傳へたるにはあらざるか、袁と表と形近く、晉と信と音近く、卿と公と義近ければなり

と有る如く漢土より來朝せる人だから(「金、表を吳音、漢音の初めと云へるは傳説の誤なり」と三音考に云つたに従つた上で)。此う見れば我が字音の系統については案外正しい見解が存在したのだが、中頃之が閑却せられたは惜しい。

私の知る所では徳川氏になりて韻學秘典の

漢音は應神天皇の御宇に百濟の王仁、論語千字文を携へて云々、初、天皇、阿知使主、都加使主を吳に遣して云々、吳音の舌人に譯せらるゝ茲に始まる

の説が出た、この書は菅玄同が元和七年(二二八一)に記したので藤原惺窩、木下長嘯子の説らしい。松下見林の本朝學原(見林は元祿十六年「二三六二」に歿す)には王仁(九四五來朝)は漢人の轉じて百濟に至つた人の子孫だから漢音を傳へたと云ひ、吳音は吳との通聘(一二二四)から有つたが佛教の傳來で其の氣勢を高めたと云つて居る。新井白石の卓識を以てしても同文通考に「吳音の始て我國に傳りし事欽明天皇の御時に起れるならんには、これより先應神天皇の御時王仁が來りて皇太子に授け參らせし所漢音の傳りし始たりしこと疑ふべからず」と云ふに過ぎぬ(白石は享保十年「二三八五」に卒す)。太宰春臺の和讃要領には「王仁は百濟の音、百濟の讀法を教へたりと見ゆ。吳音即ち對馬音先づ入り、其後何人か漢音といふ者を學で吳は邊土にて其音正からず、漢音は中原の正音なりと稱せしによりて延暦中に漢音を習はしめ云々」と云つて百濟音、吳音、漢音の三を立てゝ居る(春臺は延享四年「二四〇七」に歿す)は亦奇拔だ。雨森芳洲の多波禮艸には「吳音は韓の字音、漢音は唐土の字音」と云ひ、其の吳音を鎌足の時百濟の尼法明が傳へたり、漢音は吉備公入唐して傳へたりと云へるが、又その自註にて阿直岐、王仁の傳へたるを吳音なるべしと云つた。春臺は支那語を學び芳洲は朝鮮語に通じたから吾が字音との比較から此の結論を得たのだ

らうか(芳洲は寶曆五年「二四一五」に歿す)。とにかく阿直岐王仁の傳へたのを吳音とする正しき認識は動き出したと云はれる。

今や應神朝には吳音が先づ傳はつたと言明する人が出た、而も二人も。その先後は一寸分りかねるが谷川士清は日本書紀通證に於て

阿直岐王仁は俱に百濟の人にして其の國吳に近く、古事記には(其の名を)阿知吉、和邇に作る、其の名を呼ぶだに既に是の如くば疑ふらくは其の傳授せし所も亦是吳音なりけん。故に古書の音讀の假字にても今時の日用の俗語にても吳音多し

と述べ、和訓栞の大綱にも同じ事をくり返して居る。この通證は例言の末に延享戊辰(二四〇八)とある。又無相文雄の韻鏡指要錄にも

吳音はもと支那東南吳地の音なり云々我が日本は彼の吳國に近き境なれば吳音を習ひ傳へたるならん。其後百濟の王仁讀書を教へたるも此音なり、故に我國の古書を讀み考るに悉く吳音なり(磨光歌鏡餘論には猶委しい)

と有る。この指要錄は明和壬辰(即ち安永元—二四三二)の出版だが、末に「予嘗て磨光韻鏡を梓行せしより十餘年」とあれば皇紀二四一四—二四一五(磨光刊行は延享甲子の二四〇四)頃の講述なるべく、通證の年月とは數年の距りで有る。之を谷川は洞津で文雄は京都で相謀らずして同じ見地に達したと見るべきか、文雄が谷川の說に啓發せられたとすべきかは私に其の證左が無い。

本居宣長の漢字三音考(天明四年「二四四四」の序あり)が之によりて、吳音先づ定まれる事、漢音(次に)定まれる事、と説いてより天下の議論はこゝに定まつて、韻學祕典より小二百年の迷雲は開いたので有る。

四、聖 德 太 子

我が國の文化が聖德太子によりて長足の進歩をなした事は種々の方面から證せられるが、漢字に於ても之を使用して或る述作をなされた先驅者は現存の材料から云へば太子に歸すべきだ。太子は推古二十九年(二二八二)に四十九歳で薨ぜられたから正史の漢字傳來よりも三百二十年後の頃に活動せられた。

其の述作としては先代舊事本紀、十七憲法、佛經義疏、伊豫溫泉碑文等を數へられるが、憲法や義疏は漢文で書かれて有るから、以ていかに之に堪能でおはしたかを知られるものゝ、本書の材料として他の二者を用ひる。

舊事本紀は今傳らないが、尾張眞福寺に傳ふる古事記上卷抄に其の一節を引いて居る(この上卷抄は前年古典保存會で影印した)。その中の固有名詞は

經津主 武甕槌 出雲 大己貴 葦原中國 事代主 建御名方 科野 州羽 信濃 諏方

の十一だが、經津主、武甕槌、出雲、大己貴、葦原中國、事代主の六は書紀に、建御名方、科野、州羽の六は記に用ひられて居るを見ると此の兩書が本紀に負ふ所の多いも推知せられる。さて此の中、表音的に

用ひられたは

信シナ 誠、州ス 濃ヌ 方ハ

の五だが、信の如く音尾を曲げ、方の如く之を棄てる事、同音に二字を並用することのともに太子に淵源するは注意すべき事だ。之を漢文として見る時、随分格に入らぬが有る、その一二を云はゞ

大巳貴神對曰必白之且我子有建御名方神 除此者無也

を記には

(大巳貴神)亦白之亦我子有建御名方神 除此者無也

に作つて居る、對曰の二字が有る以上、必白之は下にかゝりて「必ズ白スベキニ且我子に建御名方神有り」と讀むらしい。「シノビクニ此ク物云フ」といふに

忍々如此言

と記して居るが、漢字では忍に「窃に、私に」の義はない。

千引之石指捧手末

と有るが千引之石は客語だから動詞指捧の下に置くべきだ(記にも千引石擎手末と有りて此の誤用は可なり久しくつゞく)の類。

溫泉碑文は伊豫風土記に載せられたとて釋日本紀等に引いて居る。固有名詞は夷與の一語に止まりて別

にいふべき事も無いが(夷伊平聲字與豫上聲字たるは偶然だらうか)、文章としては對句を用ひ來歴ある語を擧ぐなど中々の手際で格に入らぬ點も殆ど無い。

碑文は丙辰即ち推古の四年の、本紀は其の廿八年の撰である。碑文に於て示された漢字運使の伎倆が本紀に於て此くも見劣りするは紀實の筆は自由になり難い爲だらう。

太子の事を傳へたのに上宮記(釋日本紀十三に引く)と上宮聖德法王帝説とが有る。無論俱に太子の作では無いが、狩谷望之の帝説證註の跋に「未だ古事記日本書紀を見ざる者の作に似たり、其の古記たる知るべきなり」ともあるから此に附説しよう。帝説は前年古史保存會で知恩院本が影印せられたのを用ひる。

帝説の漢字の用法にはこゝに記すべき事が有る

櫛 伊波禮池邊^ツ双^ツ宮 支 阿米久爾於志波留^ツ廣庭天皇 百 古郎女(證註に刀目の二合字)

千食 枕病弗念 一一(同に千は叶の省、叶食は喰く食ふなり) 安隱現在 一一(同に即ち安穩)

彼岸 遂共一一(同に即ち岸の字) 石寸 一一神前宮(同に即ち石村の省)

の如く支干寸など扁を略したるもの、又は之を加へたるもの、常用のと違ひたもの、二合字たるものを認めるが、穩を隱に作るは漢の季竊の郡閭頌に、岸に土扁を附けるは北齊の劉碑造像銘に有るから當時各承くる所有つたのだらう。

表音の假名としてはウムの他は悉く存すること左の如し。

ア 阿 イ 伊 揖 溢^イ エ 蝦^エ オ 於^オ 意^イ
 カ 加可^カ 我^カ 甲^カ ガ 加我^ガ 奇何^キ キ 岐貴^キ 歸吉^ギ 支^シ 癸^エ ク 久^ク ケ 氣居^キ ゲ 氣義^キ コ 古已^コ 許^コ
 サ 佐沙^サ シ 志斯^シ 之^シ 緇^シ ス 須^ス 宿叔^ス 足^ス セ 勢西^セ ソ 蘇宗^ソ 巷^ソ 曾^ソ
 タ 多當^タ ダ 太^タ チ 至^チ ナ 遲^ナ ヅ 豆^ナ テ 氏^テ 旦^テ ト 止^ト 刀^ト 等^ト
 ナ 奈那^ナ 難^ナ ニ 爾^ニ ヌ 怒^ヌ ネ 禰尼^ネ ノ 能^ノ 乃^ノ
 ハ 波播^ハ バ 婆^ハ ヒ 比^ヒ フ 夫布^フ ベ 部^ベ ホ 菩^ホ 富^ホ 保^ホ
 マ 麻^マ ミ 美^ミ 彌^ミ メ 米^メ 寶^メ 彌^メ モ 母^モ
 ヤ 夜^ヤ 移^ヤ ヨ 余^ヨ 己^ヤ
 ラ 良^ラ 羅^ラ リ 里^リ ル 留^ル レ 禮^レ ロ 呂^ロ 里^ロ
 ワ 和^ワ キ 位^キ ヲ 乎^ワ

△を付せし十一字の如きは目を疑すもので後哲研究の好題目となつたは下に述べる

五、漢文の訓讀

某の漢字を呼ぶ我が國の讀を音と云ひ、その義を表す國語を訓といふ。

音訓相對して云ふは我が國では古事記の序に

已に調に因りて述ぶれば調、心に迷はず、全く音を以て連ねれば事の趣更に長し。是を以て今、一句の中にも音調を交へ用ひ、或は一事の内は全く調を以て録す

と見えて 久羅下那洲多陀用弊疏之時^{疏字以上} 十字以音の如きが音訓を交へ用ひたる、如葦牙因萌騰之物の如きが全く訓を以て録したる例で有る。但し此の用法では音はやはり漢字を呼ぶ我が國の讀では有るが、漢字その物の意義を更に顧みない點が普通にいふ音讀とは違ふことを注意せねばならぬ。

漢土で音訓といふ成語は

晉書徐邈の傳 五經音訓を撰正し學者之を宗とす

梁書劉杳の傳 范岫の字書を撰べる音訓亦杳に訪ふ

等を古しとするが、之と同意義の音義といふ語は漢代に既に在つて、隋書經籍志に漢の應劭の史記集解音義廿四卷を録して居る。漢土では音は其の讀、訓又は義は其の意義であるから、我が國でいふ訓の單に其の義を表す國語たるとは聊か其の趣を異にするが、音訓相對して用ひたはやはり之に本づくだらう。

さて訓讀と云つても「其の義を表す國語」のみで讀むのでは無く、讀經などの全部を音で讀むのに對して音訓相交へて讀むのを云ふので有る（古事記にいふ「音訓を交へ用ひ」とは無論同じで無い）。この讀方をなすには國語と漢文との語詞排列の相違よりして漢文の字を拾つて讀まねばならぬことが附隨する。

この訓讀が、王仁の漢文を傳來した當時より起つたと考へるに躊躇することは上にも述べたが、聖德太

子の頃の漢文に既に漢文の格に入らぬことゝなつたのが有るも亦述べた所である。

必^{マウヘハニヤ}白^ニ之^ニ且^ニ我^ニ子^ニ有^ニ建^ニ御^ニ名^ニ方^ニ神^ニ（且^ニ我^ニ子^ニ有^ニ建^ニ御^ニ名^ニ方^ニ神^ニ宜^ニ必^ニ亦^ニ告^ニ之^ニとでもあるべく）

千引之石^{ミナト}指^{ミナト}捧^{ミナト}手^{ミナト}末^{ミナト}（扛^{ミナト}千引^{ミナト}之^{ミナト}石^{ミナト}於^{ミナト}手^{ミナト}末^{ミナト}とでもあるべく）

の類の取り外しは漢文を音讀して居らぬ證左で、若し漢文を外國語らしく音讀してのみ居たらば此の簡單な誤倒はなさぬ筈で有る。故に、此の文獻よりして聖德太子の頃は漢文は一般としては専ら訓讀したと知られる。

南無頂禮^{ミナト}奏^{ミナト}也^{ミナト}（觀世音菩薩造像記「推古十四年」）

大御身勞賜 誓願賜 藥師像作仕奉詔（藥師佛造像記「推古十五年」）

の如き奏、賜奉などの敬語が漢文に挿まるべからざるは少しく漢文に通じた者の直に知る所で有る。然るに之を用ひて憚らぬは、もう既に漢文を第二の國語として利用する考が盛であつて、彼の標準で正しいか否やよりも我の氣持を十分に傳へるや否やを主とした結果と見るべきである。

こゝに注意すべき一事が有る。今日は訓讀が直に其の文章の意義を傳へぬ（讀方と講義と並び存する如く）けれども、言文相分れざりし當時では訓讀を聞くは其の文章の意義を話されると同一で有つた。このことは倍々漢文の形を等閑にして氣持を傳へるや否やに力を用ひしめた結果となつたらう。

六、通事 漢語師

隋唐への通交が行はれるにつれて書籍讀習以外に漢字は言語としても扱はるゝことゝなつた。その通交は推古十五年（一二六七）に始まるから聖德太子猶、御在世の中だ。先づ小野妹子が隋に遣された時には鞍作福利が通事に任ぜられ（翌年再遣の折も）、その翌年隋使の來た時には難波吉師雄成、中臣宮地連島麻呂、大河内^{オホカハ}糠手、船史王平が出迎へ、翌々年百濟の僧が肥後國葦北津に漂着した時には難波吉士德麻呂、船史龍を遣して之を問はしめ、舒明四年（一二九二）唐使の入京した時には難波吉士小槻、大河内直矢伏を導者となしたと國史に有るには、通事などの職名は無いが、通譯したことは想像せられ、且つ難波、船史、大河内氏の人が累用せられたにも自ら世業となつて居たかと疑はれる。

大寶元年（一三六一）遣唐使差遣の時は垂水廣人、伊吉古磨が遣唐大通事に任ぜられて居るから小通事も有つたらう。木宮泰彥氏の日支交通史の遣唐使一覽表に十八回を著録して有るが、その毎回の任命も正史には概ね通事には及んで居らぬ。此は大使副使判官錄事の遣唐使の四等官以外は正史に書かぬ體例の爲だ。又遣唐使の職員として譯語（新羅譯語、奄美譯語等も有る）の存したは延喜式の大藏省入諸蕃使の條に入唐大使……譯語 と見え、たま／＼承和二年（一四九四）のには從八位下大和真人耳主等を遣唐譯語に、同三年のには大安寺の僧惠靈俗姓名記朝臣春主を正六位上に叙して亦遣唐譯語に任じたとの記述も有る。この

承和三年は藤原常嗣小野篁等が差遣せられた時で有る。

遣使の時にこの種の人を要すれば平生から其の養成に勉めねばならぬ。天平二年(一三九〇)に太政官の奏によりて「譯語無くては事を通じ難し」とて粟田朝臣馬養等五人に各弟子二人づゝを取りて漢語を習はしめられたとあるは其の史實だが、實際はこの前後ともに連続したろう。この譯語を當時はヲサと讀ませたので、崇神紀の「異俗、譯を重ねて來り」の譯をも古訓にヲサとし、日本靈異記の訓注にも譯語乎佐として居る。倭訓栞に

通事譯語などをヲサと讀むはもと俚語と見えたり、書紀に百濟の人名に曰佐分屋と云ふあり、姓氏錄に上曰佐、下曰佐の姓あり。又修辭の義にや。書紀に譯語田と見えしを和名抄に他田と書きしは他國の語を通ずるに據りたるなるべし、他戸親王などの讀みと同じ

とあるが、今日はたしかな説明が下されたらうか。

七、新字四十四卷

日本書紀天武天皇十一年(一三四二)の條に

三月甲午朔丙午(通證に十三日と云つて居る)筑部石積等に命じて更に鑒めて新字一部四十四卷を造ら俾むと有り、之につきて釋日本紀(卜部懷賢の著、一九六〇頃)の述義の條に

私記に曰はく師説に此の書は今も圖書寮に在り、但し其の字體は梵字に似たるが、未だ其の字義の推據する所を詳かにせずと

と引いて居る。私記とは矢田部公望の撰で、此の人は延喜十六年の日本紀竟宴に與つた人だから延喜(一五六二)前までは新字四十四卷が存したらしいが、その後は全く迹を絶つたから如何なる物なりしかぞ知られぬ。

梵字に似たりといふに據りて假名本末附録には

石積等に命じて新字を造らしめ給ひたるは當時新羅にて新に吏道を製りたるを見そなはして便よき物と思はして此方にては皇國の事を言のまゝにうるはしく書記さしめ給はん料に試に新字を作らしめ給へるにぞありけむ、私記に「其の字體頗る梵文に似たり」と見えたるも吏道は原梵字に效ひて製れるにてもあるべきを石積等が造れる新字も吏道に習ひたらむには此も亦自ら梵文に似たる方の有りて其は當時漢字を假借字に用へる如く新に音字を造れるものなりけむ、然らば其の用法など書附へたらむにも僅に一卷ばかりにても有りぬべきを四十四卷とあるは其の新字を以て試に上古の諸事を語言のまゝに今の假字文の如く書連れて見せ奉りたりしものなるべし、其は此の前年紀に「川島皇子たち十一人に詔して帝記及び上古の諸の事を記し定めしめ給ひて大島子首が筆を執りて録しぬ」と見えたる漢字の書を更に新字もて試に書連れさせ給ひたりしにもやあらむ

と述べて居るが、此は吏道と諺文とを混雜させた議論である。吏道は新羅の神文王の時に薛聰が創意に出

でたと稱せられるから、神文王の初年とすれば正に天武の十一年に當る。だが吏道は漢字を借りてわが宣命書の如く漢文の間に混へ記すまでの物で、新字を啓發することゝはならぬ。又諺文として見れば李朝の世宗二十八年(二一〇六)に成つたのだからこれよりも七百數十年の後の事である。

此「梵字に似たもの」としては説明せられぬとなると、當時の狀勢よりして漢字として考へる外は無い。是にも

(一)伊藤東涯の盍簪錄に「恐らくは訓譯の書ならん、始めて文字を制るに豈此くの如きの繁きに至らんや」とある如く漢字を訓譯したと見るもの

(二)多田義俊の神明憑談や度會常彰の日本國風の如く日本の詞を漢字に當てたまでの事で別に新しい文字を作つたので無いと云ふもの

(三)新井白石の同文通考(には兩説有るが其の後の方)の如く神耨等の漢土の字書に載せられぬ即ち和製の漢字とするもの

(四)假字本末(にも兩説ある、其の前の方)の「後世の假字の様なる音字にはあらで漢國の倣ひて萬の事物につきて新に字を造設け其讀法なども注したるものなりけん中略俗に柚峙などの類の漢の字書に見えぬ字を和字と呼びて石積等の造れる字の遺傳はりたる者なら」と云へる説あれど、然る類の字は古書どもには見えたる事なく、萬葉集にはとり／＼に文字を用ひたる書なれどさる類の字は有ることなし」の如く一種の字とするもの

の四説が有る。今按ずるに單に訓譯の書ならば史家も新字を造るとは書くまいから**第一の説は受取れぬ**。日本の詞を漢字に當てたものは即ち訓譯で有るから第二の説も第一の説に歸する。其の異なるは第一説は卷數の多い點から訓譯を主とし、第二説は史の文に依りて文字を主としたにあらう。第三の説は比較的尤らしいから、明治に入りても木村正辭博士は此の説を支持して、新撰字鏡の部末に小學篇の字といふが有るは皆我が國で出來た和製の漢字だから、此時の新字及び其の後に作られたものと附加へられた。されど第四説に之を破つて居るも亦有力であり、最近に和田英松博士は「小學篇は支那に存した書名だから、新撰字鏡の小學篇が果して和製の字を収めた物なら何とか之に區別されさうなものだ。又新撰字鏡の艸部の小學篇の文字は八十七字だが倭名抄等によると廿字は和製の字でないことが分る」とも云はれて居るから和製漢字の考も遽に首肯し難い。第四説の漢字の倣ひて新に造設けたといふは如何なるべきであらう。漢字以外に之に倣ひて造りたるべきは所謂倭字であらう、漢字か倭字かの外に「古書どもに見えたる事なき」文字がこの時に造られたと考へよとは自家撞着では無いか。

又近く明治四十一年國語調査委員會から出た漢字要覽には

當時は漢字の外に別に字を作るべき筈もなく又石積は留學生として十餘年間唐に在りし者なれば其の作りし新字は必ず漢字の種類物ならざるべからず

鳥獸蟲魚艸木等の如きは適當なる漢字の詳ならざる者も有るべく、又彼此事物の同じからざる事も有りて舊來の漢

字のみにては適合せざる事も有れば更に新字を作りてその缺陷を補はざるべからざるの必要ありてこの舉に出でしなるべし

と見え、又和田英松博士も

この新字を造らしめられた事が國史の編修と何等の關係が有るやうだ

漢字で古語の發音をば其儘現す事は到底出来ない、又古語の意をば漢文で正確に直譯することも出来ない、其處で古語のまゝな正實に現す事は渡來の漢字のみにてはむづかしい事を天皇(天武)が御情りになつて、どうしても新字を製作しなくてはならぬといふ必要を感じられたものでありませう

漢字の體を利用して古語を書き取るべき文字や國語を發音のまゝで正確に書き現すべき文字を考案したもので有らう、即ち萬葉假名の如きものを一定したものでは有るまいか。漢字の音を假りて國語を記す事は從來行はれて居たのでありませうが、この際完全に發音のまゝを現すべきものを精撰したものであらうと考へられます

とも考定せられた。從來渡來の漢字以外のものに求めようとしたのを俱に其の中に求められたは妥當の見で、私も其の傍證を提供しよう、漢土の北魏の世祖の始光二年(一〇八五)に文字を制定して世に通用せしめた事を魏書に記して

三月初めて新字千餘を造る 詔して曰はく在昔、黃帝制を創めて物を造り乃ち倉頡に命じて鳥獸の跡に因りて文字を立つ云々今文字の世に用ふべき所の者を制定して遠近に頒下して永く楷式たらしむ

とあるが、この新字の矢張漢字たることは論を待たぬ。魏書の著者魏收は北齊の武平三年(二二三二)に卒したから書紀の撰進より百五十年前で此の記事は書紀の粉本だらう、尤も魏書の初を肇に作つて居るが、推古記にも皇太子親臨作憲法十七條と有つて、肇は書紀の慣用で有る。

さて和田博士の考へられた如く「國語を發音のまゝで正確に書き現すべき文字を考案したもの」ならば、聖德太子の頃のと記紀のとの格段な相違が有るべきだが、吾人は其の間にかゝる迹を見出されぬ。よつて私は此等兩説の如く新しき文字の考出では無くて字體(文字の形で書體では無い)の錯謬を正したものと考へるのである。

先づ坂合部の一家を見るに漢文の造詣深い人が多かつたと見えて外國に差遣せられた人が多い。孝徳の白雉四年に唐に遣された學生の中に坂合部連磐積の有る事は假名本末にも述べて居り、齊明の二年には坂合部磐鉞が高麗に、五年には同石布が唐に(書紀に引いた伊吉連博徳の書によれば又同稻積「通釋」には此の稻積を石積と同じに見て居られる)もこの一行に、天智の四年には同石積が亦唐に遣されて居る。坂合部も四流ほど史に見えるから同姓とて必ずしも叔姪の關係では無からうが、當時漢土の風氣について秀でた理解を有した一族だつたは想像せられる。

さて白雉四年は唐の高宗の永徽四年、天智の四年はその麟徳二年に當る。この頃の唐の學界は南北分立四百年の後を承けて其の統一整理の業の屢々として進む時で有つた。永徽四年は偶然にも經解統一の產物

たる五經正義の奏進せられた時で又千祿字書を以て字體の整理を試みた顔元孫の進士になつた嗣聖(年號)は其の三十餘年の後だから、石積が永徽に麟德に其の現狀を見ては必ずや母國の漢字界を顧みずには居るまい。今日天武以前の金石文の存する極めて少いが猶

觀世音菩薩造像記(推古十四「一二六六」) 寶願私

藥師佛像造像記(同十五) 邊 聖 佐

釋迦佛造像記(同十九「一二八一」) 幸 於 莊

宇治斷橋碑(大化二「一三〇六」) 登 田 微

二天像造像記(白雉元「一二二〇」) 費(これは形に非ず、用法の) 鐵 師(古京遺文に未詳と)

船首王後墓志(舒明十三「一二〇一」) 兎 須 誌

の五十餘字(累出は數へず)を挙げ得る。この中には刻手の粗忽もあらうし、又すべてを誤字とは云はぬが、唐代の標準字形には採用せられなかつた。且や願幸於等微淨の諸字を見ると其の當時我が國にて殆ど固定した一體も存したやうに思はれる。

この狀態は石積等のいかにも心苦しく、看過するに忍びぬとした所で、其の整理の聲を揚げたが、此の十一年の勅を受けたので無からうか。白雉四年の留學生の坂合部連磐積が其の人なら、此の時は年五十に達して學齒俱に高くて(白雉四に廿歳と見ても)この任を忝うするに足りる。

四十四卷は無論漢字全體に亘りて居らう。漢字に略解を附した説文を唐の李陽冰は刊正して三十卷とし、開元文字音義はいかなる程度に解釋を附したかを知らぬが四十卷としたと字源偏旁小説の序中に有るを見ると四十四の數もさして多きには過ぎぬ。

この故に著者は漢字要覽や和田博士の如く國語を寫すに適切な文字を製出せられたでは無く、漢土の風氣に刺戟せられて吾が國の學界が字體の整理を要望した結果と見るもので有る。

八、音博士

音博士の名の正史に見えたは持統天皇の五年(一二五一)に

九月音博士大唐の續守言、薩弘恪に銀を人ごとに二十兩を賜ふ(日本書紀)

と有るが始だ。又稱徳天皇の神護景雲元年(一二二七)には

大學に幸して釋奠したまひ、音博士從五位下袁晉卿に從五位上を授く(續日本紀)

光仁天皇の寶龜九年(一二三八)には

玄蕃頭從五位上袁晉卿に姓を清村宿禰と賜ふ。晉卿は唐人にして天平七年に我が朝使に隨ひて歸朝せしが時に年十八九なりき、文選爾雅の音を學び得て大學の音博士となれり(同上)

ともある、この天平七年は留學生吉備眞備や僧玄昉の歸朝した時、爾時十八九歳なれば此の寶龜には五十

七八歳である。

此等の記事は偶然にも歸化人のみだが、音博士は歸化人に限つたでも有るまい。天平寶字二年（一四一八）には明經、文章、明法、音、算博士等五十七人、寶龜二年（一四三二）には明經、文章、音博士五十五人など、正史に見えて、相當の人数に上つて居るから。

制度の上から見ると、令では大學寮の職員として

音博士二人音を教ふるを掌る

とあるが、音を學ぶべき學生を規定してない。此は明經の學生には一般に之を課したからと見え、義解に學令に云ふ「學生は先づ經文を讀み、通熟して後に義を講ぜよ」と、今此の文に依れば明經生は必ず先づ音博士に就きて五經音を讀み、然る後に義を講ずるが故に別に生を置かずと云つて居る。集解には又

釋に云ふ「讀文とは白讀を謂ふなり、唐令の讀文は此と異なり、唐令には音博士なし、古記に云ふ「學生先づ經文を讀む」とは讀經の音を謂ふなり、次に文選爾雅の音を讀み、然る後に其の文を講義す

と見えて、此の白讀とは後世にいふ素讀らしいが、又延喜式の式部省の條に

凡そ白讀を試みらるゝ諸生は勅宣を奉するに非ざれば奉行するを得ず

ともある。

さて此の音博士たちの教へた音は如何なる者だつたらう、上に引いた如く歸化人が重用せられたより推して漢土の音そのまゝを教ふること、今日諸學校の外國語教授に外人を雇ひて發音を正さしめる類とも考へられ、又この考を助ける有力な材料として養老四年（一三八〇）に僧尼の妄に別音を作すを責めて漢の沙門道榮、學僧勝曉等に依りて轉經唱禮せしめられた史實も有る。けれども果して然らば上に述べた通事・漢語師の養成と同じものに歸すべきで無いか。今日にても大學に英文學科があると並行して外國語學校にも英語科が有るとも云はれるが、其の時代の漢字の學習を今日と同じやうに考へられやうか。私はやはり音博士たちの扱つたのは我が國で定まつた音だらうと思ふ。上に上宮聖德法王帝說で指摘した如き異様の音が奈良平安朝の文獻に存するは更に項を立てゝも述べたいが、此等の中には誤音も有れば中々に據あるも有る。特に今日ウ若くはンと發音する文字については三内（喉内唇内舌内）の考など餘程今日よりも精深だから、音に對する指導は、我が國で定まつたものとは云へ自然歸化人の音に富む人種に適材を見出したものと思はれる。

九、古事記

今日吾が國に完全に存する古籍の隨一は古事記で有る。この書がいかにして成つたかは今更述ぶる要も有るまい。和銅四年（一三七一）九月に太安麻呂が勅を受けて翌年正月に獻進したもので有る。

安麻呂の序文に

ことごとく訓に因りて述ぶれば(漢文の形を用ひて訓讀せしめる場合)詞、心に違はず、全く音を以て連ぬれば(漢字を表音的に用ひた場合)事の趣更に長し。是を以て今或は一句の中に音訓を交へ用ひ一事の内全く訓を以て録すと有る如くわが古言を傳へる爲には多大の苦心をなして居る。その結果は本居翁の古事記傳に四種の書きさまありとて

一ツには假字書 此は其言を聊かも違へざる物なれば、有るが中に正しきなり

二ツには正字 此は阿米を天、都知を地と書く類にて字の義、言の意に相當りて正しきなり(但し天は阿麻とも曾良とも訓べく、地は久爾とも登許呂とも訓べきが故に言の定まらざることあり、故假字書の正しきには及ばず。

されど又言の意を具へたるは假字書にまされり)。其中に股に俣を書き(此は漢國籍になき文字なり)橋に椅の字を用ひ(こは橋の義なき字なり)蜈蚣を吳公と作る(こは偏を省ける例なり)たぐひは正字ながら別なる物にして

又各一種なり

三ツには借字 こは字の義を取らず、たゞ其の訓を異意に借て書るを云ふ。神名人名地名などに殊に多し、其餘のたゞの言にも稀には用ひたり

四ツには右三種の内を此彼交へて書るものあり

さて上件の四種の外に又所由ありて書ならへる一種あり、日下、春日、飛鳥、大神、長谷、他田、三枝のたぐひ是なりと分類せられた。今考ふるに此の三の説明は聊か透徹しない、翁は

假字書の處も多し、久羅下那洲多陀用幣疏などあるが如し

産巢日は字は皆借字にて産巢は生なり、日は靈の字よく當れり

と云つて居られるから、假字書(即ち一)は表音的の用法、借字(即ち三)は漢字の訓を用ひて我が言葉を書いたものと、音訓によりて區別せらるべきで有つて「字の義を取らず」は三の下にのみ云ふべきでは無い。こゝを明にせずして

或人借字も即假字なれば別に借字といふことは有べくもあらずといふは精しからず、假字借字いひもてゆけば同じことなれども此記にも書紀にも歌文訓註などに訓を用ひたること一もなし、其は正しき假字の例に非るが故なりと説かれても中々に首肯しがたい。

又「此記に用ひたる假字のかぎりを左にあぐ」とて假字、二合の假字、借字、二合の借字の四類を立て、出してある。今その假字の分のみを引けば

ア	阿。	カ	加。	カ	加。
イ	伊。	キ	伎。	キ	伎。
ウ	宇。	ク	久。	ク	久。
エ	延。	ケ	氣。	ケ	氣。
オ	淤。	コ	許。	コ	許。
	隠		古。	古。	故。
			胡。	胡。	高。
			去。	去。	ゴ。
			基。	基。	其。

サ 佐。沙。左。ザ。邪。奢。
 シ 斯。志。師。色。紫。芝。ジ。士。白。
 ス 須。洲。州。周。ズ。受。
 セ 勢。世。ぜ。是。
 ゴ 曾。蘇。宗。ゾ。叙。
 タ 多。當。他。ダ。陀。太。
 ナ 知。智。チ。迦。治。地。
 ツ 都。ヅ。豆。
 テ 豆。帝。デ。傳。殿。
 ト 登。斗。刀。等。土。ド。杼。度。膝。騰。
 ナ 那。
 ニ 邇。爾。
 ヌ 奴。怒。濃。努。
 ネ 泥。尼。禰。
 ノ 能。乃。
 ハ 波。バ。婆。

ヒ 比。肥。斐。阜。ビ。備。毘。
 フ 布。賦。フ。夫。服。
 ヘ 弊。閉。平。ベ。辨。倍。
 ホ 富。本。菩。蕃。番。品。ホ。煩。
 マ 麻。摩。
 ミ 美。微。彌。味。
 ム 牟。无。武。
 メ 米。寶。咩。
 モ 母。毛。
 ヤ 夜。也。
 ユ 由。
 ヨ 余。用。與。豫。
 ラ 羅。良。
 リ 理。
 ル 琉。流。留。
 レ 禮。

口 呂。路。漏。侶。盧。樓。

ヲ 袁。遠。

ワ 和。丸。

牛 韋。

エ 惠。

さて翁は又

○を付せし五十五字は法王帝説にも用ひらる
 帝説の假名を表す字數九二
 本書の假名を表す字數一六八

假字用格の事大かた天曆の頃より以往の書どもは皆正し。その正しき書どもの中に此記と書紀と萬葉集とは殊に正しきを、其の中にも此記は又殊に正しきなり。いで其様を委曲に云はむに續紀より以來の書どもの假字は清濁分れず、又音と訓とを雜へ用ひたるを、此記、書紀、萬葉は清濁を分てり(註、略す)。其中に萬葉の假字は音訓雜はれるを此記と書紀とは音のみを取て訓を用ひたるは一もなし。然るに書紀は漢音吳音を雜へ用ひ又一字を三音四音にも通はし用ひたる故にいと紛はしくして讀を誤ること常多きに、此記は吳音のみ取て一も漢音を取らず。又一字をば唯一音に用ひて二音三音に通はし用ひたることなし。又入聲字を用ひたることをさく無し。

と讃歎して居らるゝが、果して一も漢音を取らぬだらうか。

コ 古。胡。吳音はク

ソ 曾。宗。吳音はスウ。蘇。吳音はス

テ 帝。テイの略ならば漢音

ヘ 平。ヘイの略ならば漢音

ヨ 用。ヨウの略ならば漢音

レ 禮。レイの略ならば漢音

口 路。盧。樓。吳音は俱にル

の十二字は吳音で無い。この中、翁の字音假字用格にも

宗 ソウ漢(音)なり、吳(音)はシユ又はス

禮をレ帝をテに用るも漢音を取るに非ず、吳音のライ、タイによれり

古事記傳にも

帝をテに禮をレに用るも漢音のテイ、レイにはあらず、吳音のタイ、ライなり。其は愛をエに賣米をメに用ると同格なり。さて用ノ字は吳音はユウにしてヨウは漢音なるに、ヨの假字に用ひたるは此ノ字古は吳音もヨウとせるにやと説かれたは已に自ら氣附かれたも有るを證する。さて禮帝の説明よ、愛と賣米とは一樣に説くべきで無い、愛は韻鏡の一等字、賣米は四等字で音の性質が違ふから。其の愛は漢音アイ吳音エイだから、之をエに用ふるは吳音(イ)を切捨てたるに依つた迄の事だ。賣米は禮帝と同等の字だから、賣米の用法は禮帝の類例にはなるが證明にはならぬ。姑く其の證明を許して禮は漢音レイ吳音ライ、其のライが愛の漢音アイ吳音エイに混用せられて再び吳音レイとなりて其のレと用ひられたとしよう。平の字の場合はいかに説明するか、平は漢音ヘイ吳音ヒヤウたるの外に禮に於ける愛の如き關係の字が絶えて無いのである。果して然らば用の字の如くに「此ノ字古は吳音もヘイとせるにや」とでもいふの外は無いが、さうは誰も認めまい。平、用に漢音を認めるならば翁の此の「一も漢音を取らず」の鐵則は破れてしまふ。

本書の用字には三矢博士の「古事記に於ける特殊なる訓法の研究」といふ專書の第四章に「特殊なる漢字」といふが有る、先づ同訓異義の混用やカシコシに恐(動詞)、アラジ(不有)に非、カハル(代)に易をあてたるを指摘し、次に者、之、所、矣、而、是、將、爲、既、更、然、那何の諸字を論じ、諸の俗字珍字をも出して各説明して居られる。

一〇、古 風 土 記

古事記の撰進せられた翌年即ち和銅六年(一三三三)

其の郡内に生ずる銀銅彩色艸木禽獸魚蟲等の物は具に色目を録し、及び土地の沃墾山川原野の名號の所由、又古老の舊聞異事を史籍に載せて言上せよ

の制を下されたによりて成りたものを風土記と稱する。各國で撰進した筈だが、當時の事だから急には出来なかつたか、朝野群載に延長三年(一五八五)に早速之を出せと督促せられた官符が載つて居る。延長三年と云へば和銅六年よりは二百十三年もの後だから、和銅のに出し後れたの、催促か、第二回の撰進が有つたのかは分らぬ。平安朝になつて(和銅より約七十年)漸く出来たも有るは確か。

今日はこの制によりて出来たとせらるゝもの五ヶ國の存して古風土記と稱して居る。出雲、常陸、播磨、豊後、肥前がそれで、出雲のは完帙だが、他は缺脱あるを免れぬ。又出雲のは天平五年二月卅日勘造(和銅六年より廿一年後)と明記して有つて最も古く常陸播磨之に次ぎ豊後肥前のは之に比すると新しい。

出雲のては郡毎に撰進者を異にして居る、これは果して各郡で撰んだのか、撰進責任の者を此う明かにしたまでで、執筆は國衙の文翰に達した者が當つたのかは分り兼ねる。

出雲風土記で云へば意宇の國引の條の如く古事記にも劣らぬ古風のも有れど、忌部ノ神戸の條などは

忌部神戸は國ノ造、神吉詞を奏しに朝廷に參向ふ時に御沐する忌里なり、故忌部と云ふ。即ち川の邊に出湯ありて出湯の所在に仍りて男女老少或は道路に絡釋し或は海中の沚洲に日に集まつて市を成して續紛燕集し、一たび漲げば形容端正に再び浴みすれば萬病悉く除こり古より今に至るまで驗を得ざるは無し、故に浴みする人は神湯と曰ふ(もと漢文)

漢文として推敲したものと思はれる。

今五種の風土記に用ひられた表音文字を出して古事記のと比較するといかなる事が知られるだらうか。

出雲風土記	常陸風土記	播磨風土記	肥前風土記	豐後風土記
ア 阿 イ 伊 ウ 宇汗 エ オ 意邑	ア 阿 イ 伊 ウ 宇右 エ 叔 オ	ア 阿 イ 伊 ウ 宇雲雲 エ オ 意邑邑	ア 阿 イ 肆伊 ウ 宇鬱 エ オ 於意略	ア 阿 イ 伊 ウ エ オ

カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ
賀加勸 紀支耆貴積吉記義	久玖訓 氣	去高許 佐雜	志斯辰質之漆春自 須宿	勢西 會	多陀濟潭太託 飢值	豆都司 提	登等曼鬼 那南	賀何加歌 貴歸支紀岐藝疑	久苦 雞氣祁	許古己 相佐尺陸	斯志信悉紫 珠駿須	勢西 叙會疏蘇	多當太 智知	筑筑頭都川門 且	等騰都 那難奈
賀合香可加箇賀 紀伎藝吉耆支	訓久 氣笑	古巨胡許起 讚相沙佐讚贊散	飾志信師新 須宿修	勢 會宗蘇	多但太當託 智知	都	刀等 南南奈蘇	高珂嘉賀 基枳紀	球久 氣	胡古 佐	紫志新 案周	是世 贈贈	多太託 值	筑 且	途 那
球教玖	球久	球久	球久	球久	球久	球久	球久	球久	球久	球久	球久	球久	球久	球久	球久

ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	ミ	ム	メ	モ	ヤ	ユ
余仁	怒農努	禰如	乃	拜波伯 比晏悲非	布	閉	夫	麻末	彌美	武牟	賣	母茂毛文	夜鹽治刻	由遊	
余	奴努	尼禰	乃能	波芳	毗非比	福普布	伯閉	保品 ホム	麻萬	美味彌密	模牟武	賣米時	母毛目	夜也益	由
一	弩濃努怒	尼禰	乃	波伯 ハハ 法播	比	布富	伯閉 ハハ	保品富寶報 ホム	麻望磨馬 マカ	美彌	武牟	賣米	毛	益野也夜益 ヤク	由
余	奴努	禰	能	波	肥	幣	磨	美	牟	米梅賣	母望	養夜			
	禰	防	富	編	磨	美									

ヨ	用	欲	與	與	用	由
ラ	羅	良	郎	良	羅	良
リ	理	利	理	理	利	
ル	流	流	呂	留		
レ	禮	禮	禮			
ロ	呂	呂	魯	漏		
ワ	和	和	倭	委		
キ	爲	爲	位			
エ	惠	惠	衛			
ヲ	烏	乎	袁			
ガ	我	河	賀	我	珂	何
ギ	枳	岐	支			
グ	具	久				
ゲ						
ゴ	吾					
ザ	非					

ボ	ベ	ブ	ビ	バ	ド	デ	ヅ	ザ	ダ	ゾ	ゼ	ズ	ジ
	辨 幣倍		備 毘	波	抒 等		豆 頭	週	太 談 ^ダ			受	自
		夫	備 毗	波 婆 伐	刀	豆	筑 ^ヅ		太		是		慈
保 善	閉	夫	毗 備	幡			豆 頭 曇 ^ヅ	治 週	駝			受	深 ^ジ
		父	毗				豆 曇 ^ヅ	週					
	倍			婆									自

この文字總數五〇九、重出を數へねば三一五で約六割に減ずるは同音に對する用字が餘程固定したことを示すものと考へられる。又次の如き現象も認むるを得よう、五種の風土記に用ひられた者は二三八

(GUTHRIE 335 p. 91 字は文字なし)で之を示す文字は四四八(總數五〇九より二音を示すもの六十一字を除く)だから一音について一、八八字の割となる。之を古事記に六十七音に一六八字を用ひた二音二、五字の割なのに比すると餘程率が低いから、古事記が當時常識的に使用せられた範圍を超えてひねくれた用字をなしたとか、又は古風土記とは云ふものの、二百餘年を経た延長頃のも混じて居る爲に和銅の當初よりは餘程用字が狭く局限せられたことを示すのだとか推定するも必ずしも當らぬ事は有るまい。

一一、令の書學

大寶元年(一三六一)に大寶令が成り、その十八年後の養老二年(一三七八)に若干の修正を加へられて今日に存する令の條文が出来た。令が頗る李唐の制度を襲うて居るは周知られた事實だが、書學の一科にのみ其の趣を異にして居るは漢字に對する深き注意の結果と見られる。

わが令では式部省に隸屬した大學寮に左の職員が有る。

書博士一人從七位上

之を唐令の

書學博士二人 從九品下 典學二人 學生は三十人を定員とし文武官八品已下及び庶人の子を入學せしむ。學ぶ所は石經說文字林を業とし亦餘の字書をも兼習す

に比すれば位階に於て五階を進めてある。唐令では國子博士正五品上太學博士正六品上たるを、わが博が正六位下とあるなど寧ろ彼よりも卑いのに比較するといふ之を重じたが知られる。

又わが國では彼の如くこゝに學ぶべき學生を規定して居らぬは特定の學生を置かずに大學に學ぶもの體に課したらしく、さて書を以て出身せんとする者には貢試の法を立て、之を待たらしい。貢試の法

(令) 書學生は寫字の上中以上の者を以て貢するを聽す。

(義解) その書生は唯筆迹の巧秀なるを以て宗となして、字様を習解するを以て業となさざるは唐法と異なり

(集解) 問ふ、何を以て寫字の上中以上たるを知るを得るか

答、書博士等の寫書を以て准量するのみ、神龜二年三月十四日太政官の處分に書生を貢するには板茂賴

麻呂島田臣廣道等同類已上の者は貢を聽す、已下の者は須ひざれ

穴云ふ、寫書は書手好々を謂ふなり、唐令と異なるが故に字體の説を知るに依らず、一端は格に見ゆ即ち彼の石經說文字林を專業とせしむる如く小學の素養あるを要せずして單に手迹の美否をのみ問うた知られる。試を経たものは諸省寮に隸仕して書史を校寫するを職とし、その出身も大抵は大初位又は少位で有つた。

此く必修すべき事柄は簡單で而も任用せられるの高きは何故か、當時の政府がこの種の人材を要求すの急だつたを語るものに外ならぬ。特に奈良朝に寫經が盛に行はれた事實を知る者は、此の書學の優遇

因となり果となりて其の風氣を助長したるを認むべく、又やがて平安朝に文學の盛行を導いたものなるだらう。

一二、日本書紀

續日本紀養老四年(一三八〇)五月の條に、

是より先舍人親王勳を奉じて日本紀を修めたるが、是に至りて功成りて紀三十卷と系圖一卷とな奏す

とあるもの。古事記が成つて僅に九年にして復この舉有つたは漢土の歴史にも劣らじの物となさんの抱より出たと云はれる位だから、漢字を以て國語を寫した部分は先づ歌謠と本文に挿まれた音注(三百條あり)と位に止まり、その表音的に用ひられた文字は日本書紀通證に「音韻類字」として出して有る。事記に比して著しく異なるは畫の多い字を用ひたア𪛗𪛗イ𪛗𪛗易の類と、隨て一音にあてた文字の多數るキ二十二字ユ二十三字ト二十五字の類(記は一音に二、五字、紀は八、八字の割)。

本書は勅撰だから此の時代に成し得た漢文の最高業績だ。然るに漢文として之を見るに如何はしい點亦少くない。

國語をそのまゝに表さうとした餘りに漢文とは云はれぬことゝなつたもの

ハタス、ホニイヅルレハ、
幡菰穗出我也 惟神御子 應治故寄

漢文としては文字の位置を誤つたもの

行宮興^ツ野上^ニ而居焉 甲服^ツ模中^ニ

異義の文字を混用したもの

大碓尊 小碓尊(日本武尊) この二皇子は同胞双生で、其の誕生の時に父皇が「ウスに語^ツして」の傳説も有るから曰^ハて有るべく碓^ツでは無い。

長人來望丹谷而貌容儀相似天皇 雄略天皇が葛城山に獵せられた時の文だが、望丹谷の一句は文選七命の登翠嶺臨丹谷をわざ／＼換へたのだから望の字が適當して居らうが事の様を思へば來臨らしい。

聊望黄泉尙懷忠退 蘇我石川麻呂が宛死の際の語だ。舊註には「黄泉にも尙忠を懷いて退らんことを望む」と讀んだのを飯田氏の通釋には「黄泉に望みて」と改められた。「にノゾみ」と讀むには臨で有るべくして望では當らぬ。此の二者を見ると臨と望とを明かに區別しなかつたかとも云はれる。尤もこの後の分は詩の衛風の毛傳にも聊願^{ハフ}也と有るを用ひれば聊望と續けられる。

語が反對の意を表すことになつたもの。

田道雖^ニ既亡^ニ遂報^レ讎、何死人之無知邪 このまゝにては死人の無知に采れた文章となる

前後にて用語例の異なつたも有る

車駕止之(景行三年) 乘輿車駕(同四年) 天皇車駕(同十二年、仲哀八年) 車駕至自吉野宮(雄略二年)

車駕還自溫湯(舒明十一年) 前にはミユキスの動詞だつた車駕が後には主語となつた。

其の敬服すべき點の亦多きは枚擧するに遑あらぬ。之を舊事本紀等に比するとせざるに百年間の進歩の大なるに驚くのみだ。

一三、楊氏漢語抄

倭名抄の序に「其の疑を決すべきは辨色立成と楊氏漢語抄と」とか、「養老に傳ふる所の楊の説は僅に十部」とか有るから養老間に成つた楊氏漢語抄といふが有りて部門を十に分けたらしいが、今日は其の倭名抄に引用せられたのゝ外には引文さへも見當らぬ。同じき序には「その餘の漢語抄は何人の撰なるかを知らず」とも有るから、楊氏のゝ外にも同名の書が幾種か有つたらしい。

倭名抄に引く所は三百七十一條に上り、この中楊氏漢語抄と標したのや楊氏抄、楊氏説とあるものが百八十七條で、その他は單に漢語抄とある。此く書き分けたを見ると後のは「何人の撰なるかを知らぬ」方のかも知れぬが、今は同じに扱ふ。

倭名抄は廿四部百廿八類に分けて居るが、その中に漢語抄を引かぬは三十三類に止まる。この三十三類中で一部全く引かぬは珍寶部だけだから、倭名抄の廿三部九十五類のを漢語抄には十部に分けて有つたらしく、倭名抄よりも二百七十年前に出たものとしては其の該備に驚かざるを得ぬ。

倭名抄に引いたのによると

市郭兒和名以知比止 遊行兒宇加禮女

の如く單に和名を附けたもの

白雨和名无良佐女暴雨一種也 葱臺比良岐波之良橋兩端所繫之柱其頭似葱花故云

の如く和名と漢文の注とあるもの

屠兒屠音徒 和名惠止利殺生及屠牛馬肉販賣者也 抱薄交反 宇倍乃岐奴齋欄之拾衣也

の如く更に本字の音を出せるものの三種あるが、或は倭名抄が引用の都合上それ／＼取捨したかも知れぬ。但し和名の必ず存したことは疑はれぬから、寧ろ倭名抄の名はこの時に既に下すべきで有つた。それを漢語抄と稱したは「和名を付した」漢語抄と解せねばならぬ。

因に増補倭訓葉の末に附刻したに楊氏漢語抄が有るが、全く偽書で有る。國語學書目解題にも

楊梅大納言顯直といふ人公卿補任にも見え、地理類の郡領の條に律を引きて云へること民部式と合はず。と指摘して居る。

一四、三大寺の緣起

記、紀、風土記の外に法隆、大安、元興の三大寺の緣起が存するは奈良朝佛法興隆にふさはしい。

法隆寺緣起資財帳は續群書類從卷第七百九十八に、大安寺伽藍緣起流記資財帳は群書類從卷第四百三十五に收められて、俱に天平十九年（一四六七）の勅によりて勘録したる者、元興寺伽藍緣起并流記資財帳は今、醍醐寺に長寛三年（一二二五）の寫本を存せる（近來古典保存會にて影印發行）が、此も天平十九年錄進の文を載せたる者である（なほ法隆寺流起資財帳といふも有つて輪池叢書に收められて居るといふが、未だ管見に及ばぬ。）

法隆寺のでは

是以遠城須賀御地乎布施之奉良久御世御世壽不朽滅可有物止奈
不在止白而布施奉止白岐
播磨國佐西地五十萬代布施奉 此地者他人口八犯事波

大安寺のでは

「後岡基宮御宇」天皇將崩時其痛憂動久此寺授誰參來止先帝待問賜者如何答申止憂賜

元興寺のでは

此乃飛鳥寺豐浦寺二寺乎始賜流部時ニ誓賜比宜部良久此寺乎犯穢之動左人ハ災被不リ後嗣（嗣か）絶宣大命ヲ天地動岐天應
爾部流物ヲ遠知奈岐奴不覺シテ此大御願ヲ動過流事恐ク在故ニ

の類だが、元興寺のに今の片假名を見るは書寫が晚い爲であらう。

その書方が所謂宣命書に同じきは、獨り諷誦すべき文章のみならず一般の文書にても國文の脈を重んじ

た者には之を用ひたので、後世の漢字假名交り文の一體の淵源こゝに在りと知られるが、表音的に用ひられし文字略畫一に歸して

岐 良 久 乎 部 流 止

となつたものゝ、猶

人寶毛(法) 妾毛(大) 御世爾母(法) 二寺乎(元) 遠知奈岐(元)

の如く二體並び存するも有る。但し使用の繁くなるにつれて今の兩假名に關係深き文字となりつゝあるは認められる。

一五、金石の遺文

奈良朝以前の文献として猶金石の遺文が有り、狩谷望之の古京遺文は正にそのコレクションで有る。近年山田孝雄博士等によりてその續編が出て、通じて四十七篇を算する(隅田八幡宮のは其の後に世の注意をひきしもので、其の時代にはまだ定説が無いが今姑く欽明廿四年癸未にかける)。

明治の末年に大矢透博士は假名源流考を選び、推古天皇時代の遺文として此等の中より

伊豫道後溫湯碑文

元興寺露盤銘

法隆寺金堂藥師光背銘

元興寺丈六光背銘

法隆寺金堂釋迦佛光背銘

天壽國曼荼羅續帳銘

法隆寺三尊佛光背銘

の七種(之に上宮記逸文、上宮太子系譜の二種をも加へて)を採りて、之に用ひられし假名を索め

意ホ 奇宜支カ 居舉義ケ 足^ス 巷^ソ 修タ 至チ 糲ヌ 尼ホ 富ホ 明マ 移ヤ 己ヨ 里ロ 呼ヲ

の如き、今日に普通ならぬ者に却て漢土古代の音の存するを明かにし、その傳來の徑路としては(一)箕子朝鮮の舊臣遺民によるもの、(二)秦の亡人、(三)齊燕趙の亡命者の三によりて朝鮮に入れりとし、此等の東方に來た者が地名人名等の方言を寫す必要あつた場合に故國で互に使用した文字を取りて其の音と同一或は類似の方言に充てたのが永遠に原音のまゝに傳はつたから、時代を超越して此くも古代の音を留めたのだと説き、黒川春村翁や英人艾約瑟(莫維廉の六合叢談中に引く)の「日本に漢魏唐三代の古音あり」と云つたのゝ知言なるを稱へて居られる(なほ大矢透博士の條を看よ)。

又その字體は狩谷氏が古京遺文の序に於て

其の異體の文字は西土の古碑に於て間々所見あれば、之を舉げて俗諺の字と雖も亦淵源あるを示す。

と云はれた如く、今日にては普通ならぬも多い。此は何も研究の結果、之を用ひたと云ふでは無いが、今日は貴重文献となるも有る。

その文字の用法に於ても

正月生、十八日(生は月始見の義)

造寺藥師像作仕奉詔(仕奉は奉造の義)

山口費大口(費は直とも費直とも書いて、姓のアタへを示す)

辛巳歲集、月三日(集月が分らぬ。今試に云ふと皐月の皐を果と作つたのを彫り誤つたので無からうか)

壬子日辰節殄故(病死の意) 藤原大宮御宇大行上皇(先帝の意に誤用)

知識所結人 如是知識精而(今の俗に講中を作るの意) 笠評君名大古臣辛丑日崩去(臣下に崩去もすまじ)

命過治伊之沙古 過往其夫(ともに逝去をいふらし)

の如く随分大膽なるものが存するを看過せられぬ。

一六、萬葉集

その成立や内容について述べるのは本書の目的で無い。

二十卷の順序については種々の説が有る。賀茂眞淵翁は

一 二十三 十一 十二 十四 十七 五 九

十五 八 四 三 六 十六 十七 十八 十九 二十(の卷々は家持卿の家の集)

たるべしと結論せられ、本居宣長翁は二度に成つたものとして

前 一 二 三 四 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十六の十四卷

後 五 十五 十七 十八 十九 二十の六卷

と考定せられた類。私は此等と別に引用書によりて考へて見たが

類聚古林	卷一	二	三	七	九	十	十一	十二	十三	十四
舊本	1					1				
古歌集		1		2		1	1			
柿本人麿歌集			1	8	4	7	1	2	1	2
高橋連蟲麿歌集			1		3					
古集				1	1					
笠朝臣金村之歌					1					
田邊福麿歌集					2					

の八種が引用せられて此の十卷の中に存するのみだ。此の結果を賀茂翁のに比較すると三と五とが入り違ひになつて居る。蓋し之には家持卿の歌が混じて居るから引下げられたのだが、其の雜歌は人麻呂に、譬喻歌は紀皇女(天武の皇女)に、挽歌は聖德太子に始まるなど古しとするが穩當だ。本居翁のに比較すると十卷悉く前撰に入つて居る。然らば此の十卷を比較的古いと見るは差支なからう。

さて新しいと見る十卷についても一首を記載した形からして、殆ど一音一字に(嚴密に一音一字のは卷

十四の東歌と第二十の中の防人歌とだけ）に寫した五、十四、十五、十七、十八、二十の六卷を他と區別することが出来る。けれど五には山上憶良氏の歌が多いのに此の記載法であり、十七乃至二十は家持の家集らしいに十九だけが別な記載法となつて居るのはいかなる理由か知らぬ。

一音一字に寫したものと然らぬものとを比すれば一音一字のが古い形の如くに考へられるが必ずしもさう云はれぬ。今、記紀及び本集以外に歌を記載したものの十七種を見るに、前だつ者に何れが多いといふ結論をも下し得ぬから。

上宮法王帝説	一音一字四首	聖德太子傳曆	非二首
常陸風土記	一音一字九首	播磨風土記	非一首
丹後風土記	一音一字六首	肥前風土記	同上
佛足石歌	同右二十一首	皇大神宮儀式帳	同右二首
古語拾遺	同右五首	本朝月令	同右一首
續日本紀	同右五首 非二首	靈異記	同右三首
日本後紀	同右十三首	續日本後紀	同右二首 非二首
三代實錄	非一首		

ことに正史は前の書法に依るかと思へば續紀に一字一音ならぬものを見出すには驚かれること、本集で

後出なるべき十七十八二十に却て一字一音の記載法を見るのと相等しい。

其の記載法には文化の末に出た春登上人の萬葉用字格といふ專書が有る。上人は新に萬葉體に歌を記さんとするものゝ爲にとて此の書を成されたのだが、併せて書中の記載法を知る案ともなるので有る。其には三種十五類を立てゝある。

一、訓語	正訓	これを九類にわけ
	義訓	これを二類………
	略訓	これを二類………
二、借訓		一類のみ
三、戲書		一類のみ

この中で最も奇抜な最も大膽な用法は第三の戲書で有るが、同書には其として五十五語（五十六語の中、蜘蛛「借訓ならん」を省く）を擧げて居るに、その分布は

卷一	四	二	四	三	五	一	六	三	七	四	八	五	九	一	十	六
十一	八	十二	六	十三	五	十六	一									

（十四、十五、十七以下には無し）

で有つて、上に古いと考定したので之を含まぬは十四の一卷に止まり、又卷四、六、八、十六は然考定せぬものだに之を収めて居る。この戲書はわが祖先が漢字を使用せる最高記録の一とも考へられるから左に

引かう。

卷一	下風 樂浪 左右 二手	卷二	向南 神樂浪 三五月 左右
卷三	並二 十六 義之 樂浪 二手	卷四	八十一 左手 蛸師 義之
卷六	折木 四哭 重二 十六	卷七	神樂聲浪 大王 味試 左右手
卷八	山下 不所 喚鷄 毛無之丘 八十一	卷九	山上 復有山
卷十	切木 四之 澁 過沼 蛇 下風 大王 諸手 左右手		
卷十一	追馬 喚犬 二五 少熟 犬馬鏡 喚犬 追馬鏡 牛鳴 東細布 八十一		
卷十二	馬聲 青頭鷄 毛人 髮三 蜂音 目不醉草 犬馬鏡		
卷十三	阿下 命號 山下 八十一 喚鷄	卷十六	所聞多

此等の記載法には自ら其の變化した順序を示すものがある。

サミナミ 神樂聲浪—神樂浪—樂浪 マソカミミ 喚犬 追馬鏡—犬馬鏡

マデ 左右手—左右—二手 アマ 白水郎—泉郎 アサナタフナ 朝名且名—朝且

但しこの發達が集中にて起るべきとは定まらぬから、之を以て直に卷の新古をも論ずることは出来まい。

因にいふが用字格には黒川春村翁の序もあれど、翁の助力は無かつたらしい。吾で云へば愛をエ、祁宜礙蓋をケと讀む類を通音として異様なものと見た痕迹が有り、義で云へば角の字を東にあててゐるを「角は牙音、東方に配する義なり」と解せられたも迂遠で、角星は廿八宿の東方の隨一なるを看過して有る如きが之を證する。

春登の事は井上通泰氏の萬葉集雜考に三回までも述べて有る。その要は

時宗の僧で又國學者で有る。號は花水庵又大麓齋又伯台と云うた。甲府城代山口出雲守直郷の庶子で、江戸谷中三崎町なる母の弟の家で生れた。十六歳の時甲斐國吉田の時宗西念寺で剃髮し後西念寺第二十七代の住職となり、次に武藏國關戸延命寺の第四代となり、次に京都二條川東開名寺の第四十二代となつたが、晩年に西念寺に歸つて天保七年(元治十八)日に六十八歳で歿した。墓は西念寺と延命寺と兩處に在る。著書は用字格の外に萬葉名物考三卷五十音摘要一卷悉曇聲蹄一册清俗奇聞遺忘記一册藥くどつ六册等十數種有る。

と云はれよう。摘要や藥くどつには小山田與清の序が有る由。時宗の本山たる遊行寺の四院老僧の第一たる桂光院其阿(ゴア)と訓んで時宗第二の僧階にも登つた。

近年本集の研究が盛となるにつれて其の用字に對する檢討も亦精細になつたこと用字格と同日の論では無い。全部を通じての用字法が一定して居たらば其の研究に便するも大だらうが種々のものを纏めて而も一貫した清撰を見なかつたらしい本集に其を望まれぬは悲しむべきことで有る。例へば卷二十防人の歌に

國々の社の神に幣帛まつり阿加古比須奈牟妹が愛しさ(第五句のみ原形)

と有る阿加古比につきて契沖の代匠記には

須ハ之ニ通ヘバ我ヲカ戀ニ爲ナムニテ戀ニセムナリ。加ノ字濁ルベカラズ

略解には宣長説を擧げて

アガコヒハ贖乞ナリ。東歌ニハらむヲ言ヘル例多シ。妹が贖乞すらむト云フナリ。

と云つた如くに其の解釋を異にする。若戀には古比と書くとか否とかの一定した用字法が存在したならば決してかゝる混雜は起るまじ。

一七、漢様の諡號

桓武天皇の御宇に神武より光仁まで四十九代(今日より云へば弘文は無くて神功皇后が御有りだ)の漢様の諡號が定まつた。古事記傳の神武の卷に

漢様の諡號のこと書紀の私記に「師の説に神武等の諡名は淡御船、勅を奉じて撰べり」と有り、誠に然るべし。時は桓武の朝と或説に云るも然るべし。その故は先、續紀を考るに持統より以來御代々々の天皇崩りの時みな古禮の諡を奉りしことのみ見えて漢様のはすべて見え。然るに天平寶字二年(愼吾云ふ光仁の前々代)に寶字稱德孝謙皇帝と云尊號を奉しことあり、是は當代の御事にて諡には非されども漢様音讀の號の始にぞ有りける。さて同月に豐櫻彦天皇に勝寶感神聖武皇帝と云尊號を奉らる、是ぞ諡號の漢様の始なる。されど此時も古の歷代天皇の漢諡の沙汰は無かりき。

さて光仁天皇崩り坐て尊諡を上りて天宗高紹天皇とあるは音讀の漢諡の如く聞ゆめれどさにあらず、なほ古禮の諡なり。皇朝の諡ながら漢めきたるは漸くに漢意の交れる故ぞかし。此後仁明天皇(愼吾云ふ光仁より六代目)までは御代御代皆古禮の諡なり。

延暦十六年に成れる續紀に古の天皇たちの漢様の諡號も往々見えたり、然るに此く漢諡を以て記されたる處を考ふるに皆撰者の文なり。此等を以て桓武天皇の御代に至りて彼の御船真人の在世延暦四年七月までの程に神武より光仁までの漢様の諡は撰定めしめ給ひけむを知るべし。

と有る。此の事は次に述ぶべき命名法の變化と俱に吾人の祖先が漢土文明を取入れた顯著な現象であり又漢字の運用に苦心した一事實で有る。

今四十九代の諡號を見るに

一、神の字が上に有る	神武 神功	二、同	下に有る	崇神 應神
三、武の字が上に有る	武烈	四、同	下に有る	神武 天武 文武 聖武
五、孝の字が上に有る	孝昭 孝安 孝靈 孝元 孝德 孝謙			
六、德の字が下に有る	懿德 仁德 孝德 稱德			
七、仁の字が上に有る	仁德 仁賢	八、同	下に有る	垂仁 淳仁 光仁
九、天の字が上に有る	天智 天武	十、明の字が下にある		欽明 用明 舒明 齊明 天明
十一、安の字が上に有る	安寧 安康 安閑	十二、崇の字が上に有る		崇神 崇峻
十三、元の字が上に有る	元明 元正			

で神武孝德仁明天崇元の十字が多く用ひられ、四十九代の諡號九十八字の中の三十九字を占めて居る。

此の時必ず漢土の謚法も参考せられたらうに仁天崇の三字は其には收められて居らぬのを用ひられたも注意すべきだ。特に又漢土では秦漢以來はすべて皇帝と稱し、わが國でも天平寶字二年に奉つた尊號には既に皇帝を用ひられて居るのに、聖德太子が隋に遣された國書に用ひられたと傳へ又大和法隆寺金堂の藥師佛像造像記（推古天皇十五年即ち妹子隋に赴きし年の作）に存する天皇の文字である事も見逃すべからざることだ。

拙著「漢語と國語」（國語科學講座）に左の如く述べて置いた。

天皇といふ語は漢土でも絶無では無い。秦の始皇帝が二十六年に「六王咸その事に伏して天下大に定まる。今名號更めずんば成功を稱へて後世に傳ふるなからん、其帝號を議せよ」と令したので群臣相議して

古は天皇有り、地皇あり、泰皇ありて天皇最も貴かりき云々

と復奏した中にも見える。この天・地・泰の三皇は所謂三皇五帝にもあてはまらぬから廣く通用したもので無いらしい。後には神祕的な者となりて

黃帝峨嵋山に至りて天皇眞人を玉堂に見る（抱朴子）

頻斯國に大石室あり、壁上に三皇の像を刻す、天皇は十三頭皆龍身（拾遺記）

と見える、即ち決して上御一人を稱へ奉る言葉で無い。たゞ唐の高宗の上元三年に帝を天皇、后を天后と稱した事は有るが、この年は吾が天武天皇の五年だから推古天皇の十五年よりは六十九年の後で有る故に、この語は吾が國

にて先、御探定になつたので有る。世界無比の御地位を申すのだから獨特の語が有るもふさはしい。

此く漢土の風を採用せられながら而も獨自の立場を失はれなかつた所に吾が祖先が徒に模倣しなかつた氣魄を見られる。

一八、支那音の獎勵

延暦十一年（一四五二）の勅に

明經の徒にして正音に習はず發聲誦讀既に訛謬を致す、漢音を熟習せよ。

同十二年の制に

今より以後は年分の度者は漢音を習ふに非ざれば得度せしむる勿れ。

弘仁八年（一四七七）の勅に

宜しく三十以下の聰令（愼吾云ふ北史李彪の傳に彪に女ありて幼にして聰令と）の徒を擇びて入色四人、白丁六人は大學寮にて漢語を習はしむべし。

と見え、又正史にも

朝野朝臣鹿取……兼れて漢音を知り始めて音生を試す。

仁明天皇能く漢音を練りて其の清濁を辨じたまふ。

音道頓を眞貞……漢音を學ばず字の四聲を辨ぜず、教授するに至りても總て世俗踏訛の音を用ふるのみ。

と有る。この漢音を日本書紀通證に宇野氏の説として

是の事有りて夏音遂に興る。夏音とは中原の音なり或は雅音と曰ひ又正音と曰ひ後世には之を漢音と謂ふ。唐書成

享元正 凡そ海表の國にて夏音を以て聞するは獨り日本のみ

を引いて支那音その物とし、漢字三音考にも

此等に漢音とあるは皆其時の漢國の音を云るにて後世に唐音と云と同じ心ばへなり云々此方にて定まりし漢音はそれ等にかへて抵背く人も知るべく、知りては呼びがたき音に非ず、誰も能すべければ博士に就て學ぶまでも有るべからざるに音道眞貞饒臣は「漢音を學ばず」と有るを以て此方の漢音に非ず彼國の眞の音にしてたやすく學び得がたき者なり」とことを知べし。

と有るは至當の見だらう。嵯峨淳和仁明の三朝は國史上最も漢土崇拜の氣風の熾烈だつた時だから、我が國に在して在來の字音に懷らずして直に彼の土の發音をと憧憬れたは想像に難くない。

こゝに言然考へらるべきことは前の第八節音博士の條に引いた音博士だちの活動と此の支那音の獎勵との關係で、通證にしても三音考にしても彼處に引いた史實とこゝに引いたのとを同じく出して、彼の音博士の仕事に既に支那音の指導に有つた如くに考へられた。けれども持統より仁明まで殆ど百五十年、持統の頃から音博士が活動したのが漸く仁明の頃に至つて帝や鹿取や二三の人を得たに止まるとは餘りに效果の小さい事は無い。この故に私は延暦以後の漢音の獎勵をのみ直に漢土の發音を學んだものと見て音博士の區別する。

一九、八十卷華嚴音義私記 四分律音義

鶴岡徹定師の舊藏で有つたから、其の著の古經題跋卷下、武州緣山（三緣山の略、即ち芝の増上寺）古經堂の條に

八十卷華嚴音義私記 二卷

卷尾に「僧定昭之本」の五字あり。定昭は南都一乘院の開祖なり、その傳は備さに高僧傳に見ゆ。この音義は惠苑本と異同ありて往々和訓の頗る古言なるを附す。書法岩拔にして常と絶だ異なり。余嘗て石山寺藏の玉篇を觀すが筆法相類す。

と有る者。後西本願寺に歸し、今は醫學博士小川陸之氏の藏、前年國寶に選定せられた。高僧傳によると定昭は藤原左大臣師尹の子、金剛峯寺の座主となりて大僧都に任ぜられ、一乘院を開いて第一世となり、永觀元年（一六四三）に七十三歳で寂せられた。小中村博士の陽春廬雜考には天平の頃の物と云つて居られるが、下に云ふ如き卷尾の後記より見れば延暦中の物らしい。

卷下本で用紙の今の高さ九寸二分五厘、廣さ一尺八寸、之に二十一行を常とすれど少きは十八九行、多

きは二十二行を書し、其の高さは八寸一分、第廿五までと其の後とにて卷を分つ。最後には

大方廣佛花嚴經音義卷下

延暦十三年甲戌之春口之畢(僧定昭之本はこの次行と上卷の末とに)

とあるの後、徹定の文久辛酉の後記等有る。

その訓の出し方は訓、倭言、倭云の三様あれど實は一

瑟琴 上音出川、己刀 下音嚴川、己刀 (川は訓の略、訓と有るも有り)

僅 纔能也、倭言和豆可爾

簫笛 上音照川、布預下音天寂反七孔也、倭云布延

宮内省圖書寮御藏の四分律音義も之と掇を一にする、其の漢籍善本書目に

奈良朝時代に鈔せし卷子本、音義の間に倭訓を注せるは珍とすべし。紙背に悉曇の書あるは、或はいふ石山寺の僧淳祐の手筆に係ると。尾を闕きて不完。

その本、先づ四分律の音義を出すは慧琳のと同文なるが、その末に訓譯を付せるが

繩衣波太衣

葛麻衣加呂牟斯衣

識摩衣古流牟斯衣

麻衣阿佐衣

の類六行

僧淳祐は菅原淳茂の子、天曆七年(一六二三)に六十四歳で寂した人で悉曇集記三卷の著も有る。

二〇、命名法の變化

何事をも漢様にした風潮の一と思はれるに個人の命名法の變化が有る。

恐あれど皇族の御名を見るに

第四十九代光仁の御同胞

湯原親王

榎井

春日王 堂志

第五十代桓武の

早良親王

稗田

他戸

第五十一代平城の

伊豫親王

葛原

佐味

外八方

皇子

高岳親王

巨勢

阿保

で有るのが、其の次の代より格段に變りて

第五十二代嵯峨の皇子

秀良親王

業良

基良

忠良

源信弘

常寛

明定

鎮生……

第五十三代淳和

恒世親王

貞

統

基

良

第五十四代仁明

宗康親王

人

國

常

成

源多

冷光

効覺

の如く漢語として立派な字面を擇ばれ又御同胞には共通なる文字を用ひられたり、臣籍に降られたのには一字のとせられたりしたと知られる。

又以下でも藤原、菅原、大江の三氏では

藤足—不比等—房前—眞柄—内膳—冬嗣
美房—基經—忠平—師輔—兼家
菅原氏

手庭—古人—清公
菅原氏
本主—吾人
千里—維時—重光—匡衡
大江氏

のてく第二行のは何れも漢語として立派なものだ。さて其の三人は

美房 貞觀十四年薨年六十九 一四六三年の生

基善 弘仁元年薨 年六十九 一四七二—

千里 延長二年卒 未詳 一五一四—(假に七十歳と見て)

一五二十年の前後が有るのは新しきに趨るの早晚だらうか。

て、日本史によると

桓武 諱山部 平城 諱安殿 嵯峨 諱神野 淳和 諱大伴 仁明 諱正良

とある仁明は嵯峨の皇子で有り、又漢様の諡の外に

桓武 日本根子皇統彌照尊 平城 日本根子天排國高彦尊 淳和 日本根子天高讓彌遠尊

仁明 日本根子天璽豐聰慧尊(これは大日本史には見えぬ)

といふ諡も有るに嵯峨天皇にのみは之を傳へぬを見ると、此の漢様の命名法の主張も略述づけられるやうだ。蓋し漢様の命名は小野妹子が彼の地では蘇因高と稱したといふが其の嚆矢で、奈良朝にても藤原史を不比等、馬飼を宇合、大伴の旅人を淡等(公卿補任には「天平二年十月朔大納言に任ず、名を淡等と改む」とさへ有る)とも記したことを傳へるが、其は尖端をゆく人に限つたのを紀元一四七〇年頃より(嵯峨の御宇は一四七〇年から)一般的となつたものと思はれる。

二、假名の發生

漢字を單に表音的に利用したのは現存する材料でも聖德太子(一二五〇年攝政)頃から始まるから、實際にかりそめに用ひたは更に派られるだらう。その後其の用途は日に廣く繁くなるにつれて略體で用を便ぜんとは何人も思ひ附いた事だらう。之が假名の發生を見た原因で有る。此く漢字を表音的に用ひる手本が佛經を譯する際に漢字の音によりて梵語を寫したに有るは論を待たぬ。但し其は古事記、日本書記、萬葉集に表音的に用ひたのを導きこそすれ、假名となることでは無い。其の證は朝鮮では吏道を作り出したに止まりて其以外には進まなかつたで無い。故に假名を發生させたのには吾人が祖先の卓越せる頭腦を見逃すべきでない。

略體で用を便ずるは其の文字を用ふる何れの場合にも考へられるが、今日假名の最も古い材料として漢

文の訓點に附せられたを見るも尤も自然のやうで有る。假名の最初は訓點の如く心覺え的の極めて私のものに先づ用ひられたので、之を以て文字の用をなさしめて自由に思想發表の具にしたのは自ら第二次のこ

とだ。

此く心覺え的の極めて私のものだから一人にしても其の形は一定せず、思ひ浮ぶまゝに筆にした爲に同筆にても其の形は二三に上り、或るものは極めて本の漢字に近く或るものは之に遠くで有つたらう。隨て當初に於ては片假名平假名の別は存しなかつた。又屢、接する者を略するが目的だから物、所、奉、申の如きにも略體が存して假名は其の文字を略した假の字(古は名と曰ひ今は字と曰ふと漢籍に有る)といふ意

で有つた。

古代假名研究の權威たりし大矢博士の考によれば成實論―天長^五年^{一四八八}點、地藏十輪經―元慶^元一五三七^年點は訓點の附せられたるものにて年代の確かで且古き隨一だと云へば、其の訓點に用ひられた假名の諸體を左に出さう。

この兩點を比較すると、天長點は筆畫少くて片假名に、元慶點は筆畫繁くて平假名に近く見えるも一奇だが、之は偶然にも用筆にさる特徴ある人の附點が遺つたのだらう。此等が今日の假名の形となるまでに幾多の沿革を経たは世に專書の之を述べたのも多いから今は之に觸れぬ。但し假名の發生は漢字の吾が國に於ける歴史の一大事件であり、この成果を得る迄には許多の研究の其の間に施されたを忘れてはならぬ。

天長點		元慶點		天長點		元慶點	
ア	ア	ア	ア	テ	天	テ	天
イ	イ	イ	イ	ト	止	ト	止
ウ	ウ	ウ	ウ	ナ	小	ナ	小
エ	エ	エ	エ	ニ	小	ニ	小
オ	オ	オ	オ	ヌ	奴	ヌ	奴
カ	カ	カ	カ	ネ	ネ	ネ	ネ
キ	キ	キ	キ	ノ	ノ	ノ	ノ
ク	ク	ク	ク	ハ	ハ	ハ	ハ
ケ	ケ	ケ	ケ	ヒ	ヒ	ヒ	ヒ
コ	コ	コ	コ	フ	フ	フ	フ
サ	サ	サ	サ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ
シ	シ	シ	シ	ホ	保	ホ	保
ス	ス	ス	ス	マ	マ	マ	マ
セ	セ	セ	セ	ミ	見	ミ	見
ソ	ソ	ソ	ソ	ム	ム	ム	ム
タ	タ	タ	タ	メ	メ	メ	メ
チ	チ	チ	チ	モ	モ	モ	モ
ツ	ツ	ツ	ツ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ

天長點		元慶點		天長點		元慶點	
エ	由	エ	由	エ	由	エ	由
イ	江	イ	江	イ	江	イ	江
ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ
エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ
オ	オ	オ	オ	オ	オ	オ	オ
カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ
キ	キ	キ	キ	キ	キ	キ	キ
ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ
コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ
サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ
シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ
ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス
セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ
ソ	ソ	ソ	ソ	ソ	ソ	ソ	ソ
タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ
チ	チ	チ	チ	チ	チ	チ	チ
ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ

二二、法華經釋文

中算の法華經釋文三卷は今醍醐三寶院に傳はりて國寶に點定せられ、日本大藏經法華部章疏二および大正新修大藏經第五十六卷續經疏部第一に收められて居る。全部漢文、其の解は中々詳しい。また此の書は戸部藤納言の命を奉じて撰んだと云つて景子年建酉月朔五日興福寺釋中算と署して居るが、景子は丙子だのに（唐人は世祖の嫌名を避けて丙を景に作つたから、今其に倣つたのだ）丙子は中算が昇天したといふ安和二年（一六二九）よりも八年後か五十四年前になるのは俱に怪しい。

法華經の華の字の條に

華の字に三音ありて平聲の輕重と去聲となり、平の輕きは花、重きは榮華々美、去は華山西岳なり、今は花に取るか爲に平の輕を用ふ（慣音按ずるに廣韻に三音ありて呼瓜切は花、戸花切は榮華、胡化切は西嶽なれば、平の輕きとは呼瓜切、重きとは戸花切だらう。この兩音を韻鏡で見ると呼瓜切は喉音の清行、戸花切は同じき濁音になる。則ち輕重とは清濁行のことだらうか。音の輕重は倭名鈔に出て居る）。

伽耶伽葉の耶の條に

曇捷は也遮、似嗟二反と云ふ、今案するに似嗟反が正なり。俱舍論光法師記に羯闍戸利沙山を此には象頭山と云ふ、もと伽耶山といふは訛なり、羯闍と伽耶と音相近き故に謬り傳へたるのみと。今案するに此の意なれば闍字の音は邪郡名には以遮切、思無邪には似嗟切とあり。韻鏡によるに也と以と同じく喉音清濁行なれば、以遮切はこの也遮切と同じきにて廣韻の音も承くる所有るものと知られる）。

加趺の加の條に

慈恩云ふ跏に作るもの有り從ふ所を知らずと、今案するに跏字は古書に之無し、新切韻に之有り、蔣勣、武玄之云ふ跏趺坐なりと、是後人經文に於て加へたるなり。

とあるの類で其の詳實を知られる。今の巻尾には弟子眞興が後記有りて

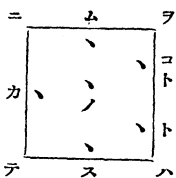
先師中公この文を製作せられしが未だ清書に及ばずして早逝せらる、遺言耳に留まり酬恩心に在るが故に今尋書して納言に献上す。

と見える。和訓が無いから八十卷華嚴音義私記の脈を引くものでなく三部經音義集の先をなすものだ。何れ僧侶の間には此の種の物が當時多かつたらう。又釋圓仁（貞觀六、一五二四寂）の涅槃音義七卷、釋遍明（延喜五、一五八七寂）の孔雀經音義三卷は之に先だつが未だ睹るを得ぬ。

一二三、ヲ コ ト 點

漢文を訓讀するに一種の點法が有つて之に便したのをヲコト點と云ふ。

ヲコト點の名は博士家所用の星點圖の右肩の二つの點を連ねて呼んだ者で、此の名稱が何時始まつたかは明かで無い。此の研究の權威者たる吉澤博士は



徳川時代以前にヲコト點といふ稱ありしを知らず、嘉應二年（一八〇〇）に移點せる石山寺經藏の十一面神呪心經の奥書にテニハ點とあるは點譜所載の東大寺點の左隅の三點を連呼したるなれば東大寺點をテニハ點と呼びしものと考へらる。長秋記天永二年（一七〇七）の條にテニハ點と云へるは星點を呼びしものなるべし。星點はヲコト點の原始點にして點圖に於て諸點の最初に置かるゝよりして終にその諸點の全體を總稱する名となりしなるべく、且つテニハ點の名は博士家點をのみ指して用ひられしものにてヲコト點の如く廣く眞俗二點を總括して呼ぶ稱號には非ざりしものゝ如し。

この點の起源は平安朝の初期なるべし。平安朝の初期は漢學の最も盛なりし時期なり、之につれて假名を以て備忘の爲に漢字の音訓を傍注すること始まりしならん。少くとも此の事が一の形式として行はるゝに至りしは此の時代を以て初と云はざるべからず。而して假名注と同じ職務を盡さんが爲に此の期に於てヲコト點發生せり、而もヲコト點は單獨に發生せしものに非ずして假名と協力して其の任務を果しゝなり。

加點の識語ある現存最古の物は石山寺の大智度論なり。その第五十卷に

天安二年山階寺傳大詮大德所講（天安二は一六一八）

と識せり。平安朝初期に起りたりと考へらるゝヲコト點は道長時代（一〇五六）前後までは猶動搖の状態なりしが、この頃より漸く定まり來れるものゝ如く、此は畢竟師資相承の關係日一日と嚴重なるに伴へる現象なるべし。

以上は主として釋氏點につきて説きたり、博士家點中現存せる最古のものは岩崎本尙書にして恐らくは其の祖點なるべく、之を釋氏の寛平點、圓堂點、點譜所載の菅家點に比較すれば互に酷似せるものにして其の間に血脉相通せるは疑ふべからず、野宮定基の野記に

ヲコト點はもと南都法相宗の隱點なるが、其後いつしか儒家に轉用してより故實とはなれるなり

と云へる、其の本づく所を知らずといへども當れるものゝ如し。

ヲコト點は其の成立より見て二種に大別すべし。

一、初より點として生れしもの

二、文字より轉用せられしもの

右の第一種は又星點と線點とに、第二種は眞字と假名とに別つべし。

一、甲 星點 ●●●●●の類 乙 線點 — — — の類

二、甲 眞字 上タテマツル 下タマフの類 乙 假字一マリリ、セリ、タリ、ナリ等の類

右の中單星點は何れの點圖にも有りて且つ必ず點圖の最初に出せるのみならず、この點によりて表されたる助辭は諸點圖とも比較的一致して異同少なし、この事實は單星點のヲコト點の原點たることを思はしむるなり。

而して點圖の終には四聲點を添ふるを常とす。四聲を點することは支那に始まれり。この四聲點とヲコト點の星點との間に關係ありと認むるは決して無理なる推定に非ず。

假名を以て註すること以外にヲコト點の生れしは何に因るか。野記に隱點と云ひし如く此の點の秘密性を有するこ

とは事實にして、密教事相部の如き極秘の世界に最も榮えしは偏にこの性あるが爲なるべし。傍註に用ひられたる假名も其の初期に有りては訓義の一部を示せるのみにて他は表さざるが多きなども容易に人に知られじの心がまへと解すべきか。而してヲコト點は點の何を示せるかは別にその訓を示せる點圖を見るに非ざれば知るに由なく、且つ其の加點の式も前記假名註と同じく訓義の一部を示すのみなれば、此の點を以て秘密を守らんが爲に案出せられしものと解せんこと妥當なるが如し。例へば平安朝初期に加へられし大唐三藏玄奘法師表啓の點に

聞ヒ(ラ)カ(レ)て 圖ハ(カ)リコトを ↑ 平假名ハヲコト點の譯
とあるを見て其のいかに故意に且複雑に加點せられたるかを知るべきなり(國語國文の研究「乎古止點概要」による)

と述べて居らるゝが之を要約すると

支那にて四聲を點するに倣ひて星點が起り、星點の圖に於てヲコトが諸點の最初に出づるから其の點の全體をヲコト點と呼ぶ。

佛家と博士家と別々に存するが博士家のは佛家のを轉用したもので、博士家點のみには別にテニヲハの名も有るが、ヲコト點と云へば眞俗二點を總括して居る。

平安朝初期に漢學が盛になるにつれて備忘の爲に漢字の音訓を假名を以て傍註することとなりてヲコト點は生れたが、初二百年間は未だ一定しなかつた。

と云はれよう。蓋し點を以て表すとなれば自然、助詞助動詞の如く同じき形の累出するものに便利で、音

訓の如く字毎に異なるものには適しない(稀には流用もせられるが)、是假名注と同じ職務を盡さんが爲に發生したとせられる所以だらう。而して佛家のが儒家に採用せられるに至つたは儒家は世襲で有り庭訓を主としたに對して佛門は自ら今參りの青道心が多くて初學を導く方法を早くから工夫せられた爲だらう。

博士は又

當時の訓點は徳川時代の訓點とは性質が違ふ。徳川時代素讀の訓點は更に翻譯を要する。然し平安朝初期のは訓點即ち翻譯で有る、讀めば意は通じたので有る、其處に訓點を秘する必要が有つたので有る(同上「見るにしたがひて」より)

とも云はれたが、其は當時は言文相離れなかつた時代で有ることゝ假名注を多く加へて極めて言葉繁く讀んだ爲とも出る。

二四、秘府略

續群書類從雜部第三十輯第八百八十三に收録せられたが何處の藏本に據つたかを明かにせぬ。今日は其の卷第八百六十四百穀部中は徳富氏の成實堂文庫に、卷第八百六十八布帛部三は前田侯爵の尊經閣に存し、百穀部は古典保存會で景印し、布帛部も前年前田家から印行せられた。寫本も絶無では無く京都大學圖書館に布帛部のが、内藤博士の許に兩卷の有り、前年羅振玉氏は博士のを影印して吉石庵叢書に收めた。

氏は曰はく

秘府略第八百六十四百六十八二卷は、日本の滋野貞主が天長八年に勅せられて諸儒と撰集せし凡そ千餘たるものにて、此は其の殘卷千の二のみ。天長八年は我が唐の玄宗の大和四年に當る。殆ど脩文御覽等の諸書に依據して之を爲りしならんが太平御覽の前に在るが故に卷中に佚書を徵引すること甚だ多し。脩文御覽は久しく佚して今は惟法京(愼吾いふ巴里を指す)に燉煌の唐寫本殘卷を藏するのみなれば、此の書備に千百中の一二を存るのみなれども多く古書を存するは當に玉燭寶典諸書と同じく藝林の秘笈たるべし。吾が友内藤湖南博士言ふ「此の書、東邦に在りても亦但この二卷を存す、其の原本は東京の徳富蘇峰及び某貴爵の家に分藏せらる」と。此は舊鈔本たり。後に元文、寶曆、明和の三題あるは我が乾隆の時に當る云々。予、原本を假らんと欲すれども得べからざれば乃ち先づ博士所藏の鈔本を假りて影印して世に行ふ。蘇峰翁は志を傳古に篤くせらるれば異日若し慨然として原本を假されなば當に再び之を印すべし。丁巳(愼吾いふ我が大正六年)上虞の羅振玉、海東寓居の雪窓に書す。

と。この三題とは

文德實錄云第四 滋野貞主云々又仁和寺書籍目六云秘府略千卷云々予卅年來好古書集之聞有此書未見此書又引書等一向所見無之深恨之適於或家得此二冊則書寫之希代爲珍記勿令外見

元文五曆十二月十三日

御厨子所預從五位上 紀 宗 直

寶曆七年丁丑四月以御厨子所預高橋若狹守宗直家藏之本書寫自加校合畢

張藩 源 胤

明和七年庚寅秋九月以神村先生之藏本書寫一校畢

天部宿禰長熙

で有る。さて内藤本には行間に引書の出典を、釐頭に今本との異同を註して居るが、頭註は細楷で長熙按と有るから、行間のは紀、源二氏の何れかの業だらうか。且つ内藤本と續類從本とは同一で無い。黍部などに補入せられた二行を續類從には缺いて居る

本書は吾が國唯一の事類の書だ。そも漢文は其の尙古推本の思想より前人の語を引くことが多い。論語は孔子が弟子時人に應答せると弟子相與に言ひて夫子に接聞せるとの語(漢書藝文志の文)だらうが、其の克己復禮や出門如見大賓は左傳には古志や晉の白季の、視其所以觀其所由察其所安は大戴禮には文王の、逸周書には周公の、君命召不俟駕行矣は孟子には禮の、知之爲知之不知爲不知は荀子や韓詩外傳によると前後にまだ語句が有つたのを約舉したのと知られる。孔墨並び稱せられる墨子にも詩書を引くこと多く、畢竟幾何學で問題を解くのに定理を用ふれば其の證明を要せぬのと同じく、古言を引けば有力な斷案となし得るの利が有つた。兩漢に及んで古い資料が多くなると語句に故事典故を鏤鑄して一には其の聲采を増し一には其の術學的本能を満足させた。文心彫龍の事類には文王が易に繇して既濟の九三に高宗の伐を引き、明夷の六五に箕子の貞を書したは人事を擧げて義を徴したもの、又書の胤征に政典の訓を陳べ盤庚に遲任の言を叙したは成辭を引いて理を明したものだが漸々綜採して經史を拮據し華實布護するに至つたと云つて居る。乃ち事類の書が出で、操觚者の拮據と解釋者の撿尋とに便することゝなりて魏の文帝には皇覽千餘篇、梁には華林遍略六百二十卷、北齊には修文殿御覽三百六十卷を傳へるが今は存せず、唐の

と有るもので僧の及第を判定する試験だつたらしいが、例の頼長からして外典にも之を行つた。台記の天養元年（一八〇四）の條に

八月二十一日堅義 春秋義課春秋大意制義三傳の優劣

堅義今度始めて此の事有り、前略講論し了りて布施を引くの後には各々座を起ちて退く。次に探題、問者四人を引いて座に着く、探題は上に在り、問者は問の次第に依りて就く、堅者進んで圓座に就く、次に探題、算を以て堅者に給して讀上げしむ、了りて探題に返り奉る、各々問者に給せしめ了んぬ、堅者表白、次に一問五重辨秋一字を以て撰題す、其の義如何 三傳の作者誰の人々か、探題之を調する三重その後只の詞を以て之を調す云々

明年の探題は友業、堅者は孝能の由に定めて仰せ了んぬ。

と有るが即ち是。最後に堅はリツの音では無いが堅義、堅者にはリフと讀むが故實なることを附記する。

二六、弘法大師

大師俗姓は佐伯氏、讃岐國多度郡屏風浦の人。始め外舅阿刀氏に學び、十八歲大學に入りて儒書を學んだが志は佛經にあつたので廿歲で遂に落髮した。後、大毘盧遮那神變加持經を感得したが、其の疑滯を解く爲に年三十一（一四六四）で入唐し、長安に到りて青龍寺の惠果阿闍梨に謁して秘密の印信を傳はりて翌翌年に歸朝した。弘仁七年（一四七六）紀州に遊びて高野山に金剛峰寺を創め、十四年東寺を賜はりて灌頂

院を建て、天長の初僧都となりて、承和二年（一四九五）三月廿一日に泊然として入定、時に年六十二。延喜中謚を弘法大師と賜はつた。其の傳記には空海大僧都傳、空海贈大僧正傳（ともに續類從に）等有る。

大師には文鏡秘府論、文筆眼心抄、篆隸萬象名義の外に性靈發揮集を初として百種近くの内典の撰述があり、又奈良朝に僧佛習が悉曇を傳へたといふが、最澄に至りて梵語集一卷を出し、大師は大悉曇章、字母釋、雜傳抄などの數種を遺された。

文鏡秘府論は六卷より成りて自序にも「卷軸を六合に配す」と有る。金剛峯寺禪念沙門遍照金剛と署して有るのを原の姿とすれば高野山で作られたもの、然るに高野山を開いたは年四十三の時、次にいふ文筆眼心抄が弘仁十一年（一四七〇）に成るよりも前たるべきだから、こゝ三四年の間の作だ。其の自序によれば一後進に求められた爲に

諸家の格式等を閱して彼の異同を勘ふるに卷軸は多けれど要綱は少く名は異に義は同じきなど繁穢尤も甚しければ其の重複を削りてその單號を存し

て此の書と成されたので、其の内容は

聲譜（本文には調四——） 調聲

八種韻（本文には七——） 四聲論

十七勢

十四例

六義

十體

八階

六志

二十九種對文

三十種病累（本文には廿九種）

十種疾(本文には一病得失) 論大意

論對屬

最初に出された調四聲譜は漢土で沈約や周彥倫の四聲譜の存せぬ今日は此種の最初の文獻だらう。また唐は詩を以て士を試したので聲病の論が極めて嚴重で有つたが其の書が餘り傳はらぬのに、本書には之を採引して居るが多い。故に内藤博士は非常に此の書を珍重せられて

大師は此の書を書かれる時に何ういふ書を参考したかといふことを序文に於て既に言つて居られます。即ち序文の中に

沈侯劉善が後、王皎崔元が前、盛に四聲を談じ争うて病犯を吐く

沈侯といふは沈約、支那で四聲と申しますものゝ發明者と云はれて居ります。劉善は劉善經の經の字を略したのでありませう。王とは詩格を作つた王昌齡。皎とは坊さんで皎然、この人の作つた詩式といふのが今でも一部分残つて居る。崔とは崔融といふ人だらう、この人の著述にやはり詩文の格法を書いた物が有ります。元とは元兢といふ人で矢張詩の法を書いた物が有ります。所で大師が参考せられた本の多くは今日傳はつて居りませぬ。秘府論に採つて有るが爲に其の本の一部分が幸に傳はる事を得て居る。それで今日に於て唐の時並に唐以前の詩の法則を見ることがになると此の秘府論より外に良い本が無い。劉善經の四聲指歸は、秘府論の卷一の終に四聲論といふが紙數六七枚有りますが、其から抜書されたと思はれる。王昌齡の詩格といふは、性靈集の中に近頃では此が大變流行するといふので天子に其の事を上表されて居るやうな譯。皎然の著述は詩式が五卷、詩評が三卷あるとしてあります。崔融といふ人には唐朝新定詩體といふ著述が有る。元兢は詩髓腦といふ著述が一卷あります、幸に秘府論の中に「右

は元氏の髓腦に見えたり」と有るので内容が分ります。唐の時の詩は何ういふやうに出来て居つたか、何ういふ規則で作つたが、其の時の音律に合ふやうに出来て居つたので有るかといふ事を今日から知ります本は支那では傳はつて居らぬ 日本文化史の研究「弘法大師の文藝」

と云つて居られる。此の唐代の聲病の論が吾が平安朝末からの歌學に影響したは元兢の詩髓腦に對して藤原公任に新撰髓腦が有るのでも分るが、我が漢詩界でも亦重要な問題としたので有る。是も亦漢字についての關心だから便宜ここに引かう。本朝文粹に大江匡衡(一六七二)對紀齊名(一六五九)の論争の狀が有るが、之は學生大江時棟の獻詩に 寰中唯守禮海外都無怨 と有つたを、齊名が 外與怨同去聲 だから蜂腰病だとて斥けたに始まる。匡衡は上句には避くべきだが下句には先儒古賢も避けぬと主張したが、齊名は 竊獨自彫飾—元兢曰獨與飾是病 を持出して之を背はぬ。匡衡は更に詩髓腦の文を引いて斟酌あるべきを求めたが、齊名は頑として應ぜぬ其の應酬の文字だ。かゝる事には何れ寛嚴兩様の立て方が有らうから其の所依の相異によるので判決はむづかしい。さて大師は一四九二に寂して居られるから此の論争は百五十六年も後の事だ。

文筆眼心抄は白麻箋卅七葉を接粘した一大長卷に記されたもので、東寺に存した原本が山田永年氏に歸したから、氏は文筆眼心抄釋文(原の艸書を楷書にして印刷したから)として世に公にした。首に弘仁十一年の小引めく物が有りて秘府論の要を採りて文之眼、筆之心といふべきだと述べて居る。文筆の語は晋書

蔡謨傳に見えて、文心雕龍にも

今の常言に文あり筆あり、韻なき者を筆とし、韻有る者を文とすと説明して有る。

篆隸萬象名義は純然たる漢字書で、首に 東大寺沙門大僧都空海撰 と有るが正しくば、東大寺別當次第に

大法師空海天長元年三月廿六日少僧都に任ず、七年(聖武)大僧都に任ず、承和二年三月二十一日禪居

と有るから大師五十七歳以後の作だ。此の書は願野王の玉篇(彼の梁陳の頃に成る)に依ること多いが其の摘鈔では無いから其處に大師の小學上の知見も知られる。但し今の本は分卷が、前後で其の系統を異にして居て果して全部が大師の手に成つたかも知疑はれぬで無く、又今は高山寺の一本を存するのみだが其にも寫誤と思はるゝが有る。近年崇文叢書に收められて山田博士の其の解題に本書の價值を十分に述べられた。筆迹を一種の美術として賞玩するは漢字の特色だらう。吾が國にても其の習を承けて夙に之を重じて彼土の劇蹟をも寶愛した。孝謙天皇の天平勝寶八載に、近江國朝書法一百卷を崇福寺に施入したといふ史實が有る、近江國朝書法と云へば我が國にての物の如くも聞えるが、同年東大寺に施入せられた書法が二王あたりの妙迹だとせられるのに比すると傳來は何時にても、やはり彼土の物だらう。

大部の物の書寫は天武天皇の白鳳二年の川原寺での一切經だらう。漢字渡來このかた之を用ふことは日に月に普くなつたらうが、此等の書寫が頗に其の流行を促したも想像せられる。又光明皇后御筆として存する樂毅論が、王右軍の書として法帖に收められて居るのと一行の字數さへ同じきで臨書習字の盛であつたことも知られる。故に大師は當時嵯峨天皇、橘逸勢と俱に三筆の名さへ高かつたが、しかも本場を踏まれた丈に一着優つて居られた上に彼の地にての名迹の蒐集や骨法の沈潜の尋常ならざりしことも性靈集中の諸の進獻表に明かだ。大師の書は黑板博士の説によると現存の物でも

初期 三十帖策子(在唐中)

中期 灌頂記 風信帖(弘仁三)

晩年 七祖贊 綜藝種智院式(天長五—入寂の八年前)

と序でられる。王羲之の體に八分隸や梵字の筆意を加へて我より古を作して居られる所は彼の百美畢く露れた唐代にも其の匹を見ない。嵯峨天皇に對して國土に應じて其の書體を異にしたと答へられたといふは假令、齊東野人の語で有るにしても、之を通じて大師が單に彼に心酔せられた人で無いは想像せられる。

二七、東宮切韻

三代實錄の元慶四年(一五四〇)紀に

菅原朝臣是善藝す、是善自ら東宮切韻二十卷を撰す

と有りて、通憲入道藏書目錄にも採録せられて居る。當時は盛に行はれたと見えて天仁三年（一六七〇）昔星が見れた時の清原信俊の封事や、暦仁二年（一八九九）の改元の廷議などに引据せられるなど、漢土の切韻諸書よりも寧ろ之を先にしたのかとも思はれる。今は傳本がなく、淨土三部經音義に百二十見するの外には倭名抄や萬葉集仙覺抄に數見する位だ。

本書を東宮と稱するは是善卿が春宮學士だつた事が公卿補任に見えるから、其の際教を奉じて撰したので無からうか。「十三家の切韻を集めて一家の作としたもの」で著述の日には菅公が筆を馳せたとさへ江談抄に有る。

編御記に一條實經の言を引いて、本書に

康宇の次に糠字あり、其の次に歟字有り、其の釋に云ふ穀登らざるなり穀梁傳に云ふ穀登らざるなり飢虚なり。

と有つたと有る。然るに之を

王氏刊本切韻 康苦岡反四 糠禾皮 歟穀不登謂之

刊謬補缺切韻 康苦岡反安也 糠米皮亦糠 歟穀不斗謂之

に比すれば彼の切韻に據りつゝ字形の上に解釋の上に適切な考慮を加へられたものと知られる。私は東宮切韻拾存と題してその佚文を集めて居るが僅に百四十五字を得たのみで有る。

二八、和歌における物名の一體

古今和歌集の撰上は延喜五年（一五六五）だが、其の第十卷に「物名」の一體が有る。漢詩における字訓や離合體から脱化したと考へられるから亦漢字に對する研究の一反映と見られよう。

物名の歌には

一、其の物名を即ち題とせる

心から花の零にそぼちつゝ憂く千す（鶯）とのみ鳥の鳴くらん

二、ある言葉のなを讀み込む

浪の打つ瀬見（空蟬）れば玉ぞ亂れける、拾はば袖にはかなからんや

三、毎句の首、毎句の首尾など

の三類あるが、一・二が其の本だらう。

國語の性質として若干つゞけられた文字の中の幾つかゝ偶然にも他の語をなすことは有り得ることで、遂には之に氣附いた人も有り又は然く創作して見ようと企てた人も有つたらう。けれども其の左右に之を啓發すべき事柄が存在すれば其の影響を受けたと見るも亦不當で有るまい。

本朝文粹に字訓詩、離合詩といふが有る。前者は

禾失曾知秩 中心豈忘忠 里魚穿浪鯉 江鳥度秋鴻 火爐仍爲爐 山高自作嵩 色絲辭不絕 凡蟲泣寒風
の類で毎句の第一・二字が合して第五字となる。後者は

明王施化瑞昭然 月照階宮水體泉 侍衛官拋霜戟銳 人臣節伴雪松堅 下略

の類で偶數句の首の字は奇數句の其の一部分で有る。中心里魚と各、其の義を有する者が又忠鯉となるは憂く干すが驚、打つ瀬見が空蟬となるを誘導しなかつたらうか、明より月、侍より人を句頭におくの技巧は「唐衣といふ五文字を句の頭におきて」に風馬牛だらうか。

其の字訓や離合の體も實は漢文學に胚胎するので、文體明辨附録の説明に

離合の詩に四體あり、其の三は一字の偏旁を離して一句の首尾にて相續きて一字となる、松間樹の如き是なり。

子山園靜憐幽木、公幹詞清詠蕭門、月上風微瀟洒甚、斗醪何惜置盈樽

其の四は偏旁に離さず、但一物の二字を以て一句の首尾に離して首尾相續きて一物となる、縣名藥名の離合の如き是なり。

山瘦更培秋後桂、溪澄閒數晚成魚、臺前過雁盈千百、泉石無情不寄書

と有る。松を木公、桂溪を秋後桂、溪澄と分けるは文粹の字訓詩よりも更に吾が物名體に接近して居るか、或は文粹を介せずに漢土のから直に得來つたかとも想像せられる。

だが文粹の字訓詩の第一のには 于時嘉祥元年秋 と其の作られた時を註して有る。然るに古今集物名

歌の作者廿五人の中で最も先輩なは都良香で元慶三年(嘉祥元より三十二年の後)に卒して居るので嘉祥元年には僅に五歳の幼兒だ、良香が漢學の鉅匠で直に漢文學から悟入したとしても既に字訓詩が文粹に收められる迄に作られた以上、文粹等の、影響を無視することは出来まい。要するに物名の一體は漢文學に深い洞察からの副産物で有るまいか。

二九、日本國現在書目録

正五位下陸奥守兼上野權介藤原朝臣佐世奉勅撰と署して有るが、佐世が陸奥守に任ぜられたは寛平三年(一五五一)だから其の頃の作だらう。

貞觀十七年(一五三五)に冷然院に火有りて歷代秘藏の圖書多く灰燼に歸した。乃ち冷然の字を冷泉に改めたと傳へられるのでも其の痛恨の狀を知られる。越えて十六年にして此の録進を見たが、無論燼餘の圖書を記載するに止めたでは無く當時本朝に見在した漢籍を登錄したので有らう。

今日は東京博物館に高木壽穎の献納したものを存するが、此は大和室生寺の舊藏だつたを狩谷望之が西遊の際手に入れた唯一の古本で有る。佐世の撰本そのままといふに省略せられたらしい痕跡も有りて必ず完本とも云はれない。

經子史集の四部を立て、更に之を四十類と分けて有るが、小學は經部の最末に位して百五十七種六百十

一卷を収める(小學家といふ標目の下に五百九十八卷如本とあるよりは十三卷多し)。此等で漢書隋書若くは兩唐書の經籍志に見えるは五十一種で其の三分の一にも達せぬ。

字樣として 勅定——顏真卿——戴行方——顏師古——東臺——千祿——(今の千祿字書か)の六種何れも一卷を、切韻として 陸法言、王仁煦、釋弘演、麻杲、孫愐、孫柚、長孫訥言、祝尙丘、王在藝、裴務齊、沙門清澈、盧自始、蔣魴、郭知玄、韓知十の十五家(釋弘演の十卷なる外は何れも五卷)の外に切韻圖一卷、唐韻正義五卷を、千字文として周興嗣の、外に 李邕、蕭子雲、丁覲の注、東駝固、宋智達の撰を、文章體九卷——例一卷——抄二卷——樣——儀式——論——要決——釋雜義——四聲譜——式——故事何れも一卷——始三卷を出せる如き以て當時圖書の豊富を知るべく、又說文解字十六卷、玉篇卅一卷の如きは今日のよりいかなる一卷多きかは殆ど忖度するを得ぬ。

又この書に載録せられたは自ら其の書籍に一種の權威を與へたものか、經光卿改元定記(續類從卷一一八八)によると

韓非子、見在書目六の外か。引文たる例なきの由、大夫右幕仰せらる。

といふ難なども有つたことを傳へる。

三〇、新撰字鏡 附享和刊本

昌泰中(一五六〇)僧昌住の撰、卷八の末に 沙門昌住撰集之文の一句が有りて之を知るが其の傳は明かで無し。自序の中に

寛平四年の夏を以て草案して已に畢りて號して新撰字鏡と云ひて一部に勅成す云々昌泰年中を以て玉篇及び切韻を得るに因りて私記脫泄の字を加加して更に花麗を増す。

と有るから寛平四年(一五五二)より十年足らずの力作。すべて十二卷、百六十部、文數二萬九百四十餘字又小學篇の字四百餘字と有るが、重點、連字、臨時雜要字は此の數の外だから二萬二三千字に上らう。部の立て方は一寸珍しい。大體は日月肉雨など普通の部首に似て居るが、天部に天名、四時年月之異名を附けたり、親族、草木異名、本艸異名を立てたり、又文尻八點(發眞の字など)文尻廿(彝弁の字など)と出したり、品字樣として彝彝の類、首角部として會着義の字などを出して居る。各字の解は漢文のみとの和訓を加へたのとの二ありて後者は約十分の一に達しよう。

音に正借を分けたのが有る。

昭	正音之遙反平	爲俗字時俗反去	味	正音莫猶反去	借音問骨反入	曼	正音無願反去	借音武旦反去
勝	正音舒陵反平	借音書證反去	齊	正音公勞反平	借音古到反去			

の類、廣韻等によるといかにも兩音ある字では有る。

又倭と云つたのが十五條、倭と標せず之を出したのが三條ある。

股 公戸苦四二反上云々倭古於反 倭 倭乎久反於角反入云々
走 子后反上云々倭曾字反 註 虛元反又寅音又化伊反

釋 胡卦反平云々倭介伊反

字を出すに「切韻より出す」と註した部分が肉、人、口などの十部に存する。序文に有った様に切韻によりて増加したと知られるが、之は切韻から順次其の部首の字を拾つたと見えて韻の順に出て居る。この韻序に於て

覃談が麻と陽との間に(肉言の部など)

蒸登が鹽添と咸銜との間に(肉の部など)

位すべきことを知られるが、此は吾が口遊に載せたる(後に出づ)もの又は彼の千祿字書が依りたると同じい。又文字に異體を出すことの多いも本書の特色だ。天には四字、春には五字、晨には七字まで之を出した類。

「小學篇の字四百餘字」とは特別に述べて有るが、小學篇一卷王羲の著は隋志にも録せられ(後には王羲之のと誤られた)て有るものゝ、本書のは之を引くと必ず和訓ばかりで音を附けぬから同名異物だらうと云はれる。

本書は初め第二・四の兩卷を京都の鈴鹿連胤氏が得、安政十年その餘の十卷を攝津の岸田氏が秘藏する事が知られて其の完本が世に現れた。今日は兩家に傳はつた古寫本が俱に東京博物館の御藏になつて居る。天治元年の書寫だから天治本の名も有りて大正五年大槻博士によりて校刊せられ、之には山田博士の攷異

索引(國訓の)さへ附いて非常に便利だ。

附 享和刊本

本書には享和三年(三〇四三)に刊行せられた略本が有る。其より四十年前の明和元年に縣居翁が村田春郷と俱に入洛せられた際に獲られたのを初めとして異本が多く、此の校刊に用ひたのも十本に餘り、丘邨俊平が其の功を成した。

この本は和訓ある文字のみを摘出したのだが、其の底本即ち天治本とは云はれない。大槻博士も天治本の後記に於て享和本類従本等の據て抄出せる原本は天治本ならぬ異本なるが如く序文に於て既に差あり、又壘囊抄に「新撰字云ふ」として引ける饑字の註の音切は天治本に見えずして抄録文に見えたり。

と云はれたが、序文の相違とは天治本には 文數二萬九百四十餘字 とあるを抄録本には 文數二萬四百八十餘字 と有ること、このまゝにては抄録本の据つたものが初稿とせればならぬ。然るに天治本に無い字が却て抄録本にあること土部の壘堰、水部の汙溜等三字、金部の饒等三字など枚舉に遑あらぬ。而も又天治本の天部に和訓あるものゝ字を抄略本は二を捨て、日部の廿六字を抄略本には五を捨て、而も別に四字を加へて居るを見ると單に抄略本が天治本の初稿より出たとも云はれぬ。即ち

二〇四八〇字——〔増加(抄略本にありて天治本になきものゝ類)——抄略本の原本——享和本
増加(抄略本に無くて天治本に有るものゝ類)——天治本

と考へるべきやうだが、此うなれば昌佳も何れの時の作者かといふ問題が起る、一人にして兩様の増加はすまいから

三一、本艸和名

この書は醍醐天皇に仕へて侍醫、權醫博士に擢でられた深根輔仁が延喜十八年（一五七八）に勅を奉じて掌中要方を撰んだ前後に著したものとせられ、藥物の漢名の下に和名を系けたもので一種の藥名彙で、その和名は眞假名を以て示された。收めた藥物は一千二十五種に上るが和名の有るは七百十一種。本書に音を表した文字は

ア	阿	イ	以伊	ウ	宇	エ	衣江布奈	オ	於
カ	加迦	キ	岐	ク	久	ケ	介	コ	古己
サ	佐	シ	之	ス	須	セ	世	ソ	曾
タ	多太 ^{比都乃}	チ	知	ツ	都	テ	天	ト	止
ナ	奈	ニ	爾	ヌ	奴	ネ	爾	ノ	乃
ハ	波巴 ^布	ヒ	比	フ	布	ヘ	倍	ホ	保
マ	末万 ^{爾比}	ミ	美三	ム	无牟	メ	女	モ	毛
ヤ	也			ユ	由			ヨ	與
ラ	良	リ	利	ル	留	レ	禮	ロ	呂

ワ	和	キ	爲委	エ	惠	乎
ガ	加	ギ	岐	ゲ	介	ゴ
ザ	佐	ジ	之都 ^{太末}	ゼ		ゾ
ダ	太多 ^{阿之乃}	デ	知 ^{布波}	デ	天奈 ^{之古}	ド
バ	波 ^{知加}	ビ	比美 ^{阿加岐}	ベ	倍 ^{於爾布須}	ボ
						保都 ^{久佐}

寛政板本の尾に和名原書所載國字として出せるものに木をキの假字とすれど、之岐美乃木とあるものゝ如き木を假字とせりや疑はしいから今は探らぬ。又彼は此よりも粗なること併看せば直に知られん。

で、一音に對する文字は二を越えぬ（タのみが三字）。且又清濁は殆ど混用。

カ	加	キ	岐	ク	久	ケ	介
サ	佐	シ	之	ス	須		
タ	多太	チ	知	ツ	都	テ	天
ハ	波	ヒ	比	フ	布	ヘ	倍
							ホ
							保

前表で此の十七の清音に當てた文字は廿一字だが、僅に迦大己美がこゝに用ひられぬ。

此く一音を表す文字が殆ど一定したのは音標文字として見ることの進歩と云ふべく、清濁を區別せぬは今日も短冊や色紙には濁點を附せぬのに關係が無からうか。

三二、年號の制定

吾が國で漢字を扱つた國家の公事として年號の制定が有る。年號は孝德天皇の大化白雉に始まるから、この一大事は紀元一千三百年の初頭に既に起つて居るが、今は之に關する文獻の現存する承平（一五九二）に系けて述べる。

續群書類從公事部の卷第二七八——九〇の十三卷に亘りて改元に關する二十二種の文獻が收めて有るは、いかにこれが朝廷の軍事で有つたかを證する。この二十二種の中四種は年號制定の記録では無いが、その他で承平から弘治（三二一五）までの元號が定まつた経緯が分る。

改元の時の順序は禁秘抄に

代の始の改元は即位の次の年に定まることなり、其の外に大事に依りても改元有り。職事は官の外記等之を承る。

兩文章博士、式部大輔又然るべき儒卿少々擇び申して諸卿陣にて定め申す

とありて、博士等で擇び申した原案を勘文といひ、陣にて諸卿が其の優劣を討議するを難陳といへるが、之も區別すれば種々の例を援いて其の好ましからぬを指摘するが、論難で、其の然らざるを辨するが、論陳で有る。此等の論陳が隨分協道へ入るは自然の事で幾多の定記は其の記録と云つてよ。

元號は漢文に存する好字面を用ひる。隨て直接の參考材料は漢土に存する元號その物だ。然るに彼で一

度用ひられたとすれば其の吉凶が又選擇の條件となる。又從來未採用の物も貴い材料で有る所から元秘抄

（菅原長成の編）には和漢の年號、未採用のもの、不祥の事有りし年號、反音等を、元號字抄（坊城和長の作）には本朝異朝同號、異朝のを本朝にて打返して用ひた例（壽永は後漢桓帝の永壽の）、同訓異字（長徳と永徳）清濁のみ異なる（元曆と建曆）等を出して有る。

反音とは今用ひられんとする二字を反切として得る所の文字の佳否を見るので、文獻の上では嘉承（一七六六）の後に正治の號が問題となつた時に其の反音が詞だとして反對せられたが其の始。その後康治の反音飢、久安のは好だとして俱に宇治左大臣が主張せられたが天曆のは敵、延喜のは異だが無比の聖代だつたとて其の議は用ひられなかつた。この以後は難者はよく之を持出し陳者は其の沙汰に及ばぬと答へるのが常で有つた。

三三、原本玉篇の佚存

原本玉篇とは陳の顧野王の撰んだ玉篇を宋、元、明に出た諸本と區別する名稱で有る。顧氏の玉篇三十一卷は見在書目にも録せられて遺唐の人たちによりて將來せられたが今日は僅に其の七卷（それも完全な三卷半）を存するに過ぎぬ。而も漢土には夙に其の迹を絶つたのだから猶その佚存を明かにするには足る。現存の七卷は左に寶藏せられる。

一 卷第八	本文僅に五字	久原文庫
二 卷第九	前後 中間 ほど完	早稻田大學 京都 福井氏
三 卷十八之後分	完	大阪 藤田男爵
四 卷十九	中間百四十四字	同上
五 卷廿二	完	神宮文庫
六 卷廿四	魚部十三行	丹波 大福光寺
七 卷廿七	前後 完 後	京都 高山寺 近江 石山寺

右七卷の中左の四卷には左の如き年月が有る。

卷九 治安元年（一六八一—後一條の初）

卷十八之後分 □雲四年十一月（慶雲ならば一三六七—文武の末）

卷廿二 延喜四年（一五六四—醍醐の中）——以上は奥書

卷廿七 延長六年（一五八八—同上の季）——これは裏書の年月

其の慶雲ならんかといふもの確かならねば本節を延喜に序つと云へども、各卷の筆蹟には初唐の物とすべきもの邦人漢人何れの筆跡なるかを判じ難きものなど有り、又第十九卷の如きは唐以前の底本によりて

抄寫せりと斷すべき點もなきに非ずだ。

願野王の玉篇が異體に於ても解釋に於ても極めて該備せるものなること、其の引用文が往々現行本の訛を正すに足ること等は著者別に「玉篇の研究」に詳述したれば今また言挙げせない。

三四、倭名類聚抄

承平中（一五九七）醍醐第四の皇女勳子内親王が父帝の喪に丁られて音楽をも廢して讀書にいそまれた際、其の外戚にて而も和漢の學に遠き源順に對して「我をして文に臨みて疑ふ所無からしめよ」と命ぜられたので順は此の書を成した。

この書には十卷本と二十卷本との兩種有る。二十卷本は那波道圓が元和三年（二二七）活字で印行し、慶安元年（二二二年後）また整板にして以來數板を重ねて居る。十卷本は狩谷校齋の箋注本が明治十六年（二五四）に印行せられ、兩者ともに近年重版せられつゝ有る。

十卷本 廿四部 百廿八類

廿卷本 卅二部 二百四十九類

で、多いのは歳時、職官、國郡の三部と音楽部の曲調類、居處部居宅類の中の殿堂院樓の名、香藥部の藥名類。之では八部とならぬは十卷本では天地部六類とあるを廿卷本には天、地、水、鬼神の四部十三類に分けるなどの相違から。

本居宣長の玉勝間十に

和名抄は諸の漢籍を引き出で、萬づの物の漢名を記せるなれば今思ふに漢名抄とこそ名附くべけれ、和名抄としも附けたるは漢を本とし主とはして、此處の名をば末とし傍にしたる名にて心ゆかれども、順の自らの序を見るに此書は固より漢名につきて其物の此處の名を知らん爲に著せる趣なれば然名附けたるも理有ることなり。

と云つて倭名抄の名稱を非難して居られる。倭名といふが「漢を本とし主とはして」と憤慨せられたも一理有るが、和名と云へる事は仁明天皇紀承和十年四月の條に神功皇后之陵倭名大足姫命皇后 成務天皇之陵倭名稚足彥天皇 と見え、又本草和名の書名にも出されて今日の「國語で」といふ位の意義に見做すべきだらう。本書の序中に 至于和名棄而不屑 古語多載和名希存 以其音用之于俗者雖非和名二既是要用 と三たび和名の語が用ひられたが或は古語に、或は字音語に對して居るも亦「現今の語」といふと餘り遠くは無いやうだ。本居翁が又

阿米漢名天云々、都知漢名云々とやうに先づ其の物の名を假字書にて舉て次に漢名の字をあげさて其事を云ふべしと指示せられたは國語辭書の有るべき様を示されたもので、公主の「文に臨みて疑ふ所無からしめよ」にも此の方が萬々優つたらうが、順朝臣も此處までは思ひ附かれなかつたらしい。私は内容に於て殆ど同じ形だつたらしい楊氏漢語抄が奈良朝では漢語抄と云つたを、今や和名抄と云つたに平安朝の色彩は明かだと思ふ。

本書の假名を表す漢字を擧げると

ア 阿安	イ 以伊	ウ 宇	エ 衣江登	オ 於
カ 加賀迦	キ 岐枳岐既	ク 久具	ケ 計介	コ 古許
サ 佐散作	シ 之志師芝	ス 須春	セ 勢世	ソ 曾蘇
タ 太	チ 知智遲	ツ 都豆通津度	テ 天	ト 度渡止斗等
ナ 奈那	ニ 爾邇	ヌ 奴沼	ネ 禰	ノ 乃能
ハ 波八婆	ヒ 比飛非	フ 布富符不	ヘ 部倍篇閉	ホ 保奉
マ 萬末	ミ 美三微	ム 無牟	メ 女米賈	モ 毛
ヤ 夜屋		ユ 由遊		ヨ 與
ラ 良	リ 利理里	ル 流留	レ 禮	ロ 呂路侶
ワ 和	キ 井爲偉		エ 惠	ヲ 乎
ガ 加可	ギ 岐宜木	グ 久具	ゲ 介計偈	ゴ 古五吳
ザ 蛇佐左	ジ 之自	ズ 須受數	ゼ 世勢	ゾ 曾
ダ 多太駄	ヂ 知遲	ヅ 豆都	デ 天提	ド 都止度東
バ 波磨	ビ 比鼻飛毗美尾非	ブ 布不夫	ベ 閉倍	ボ 保奉
シム 心	パン 半	ゼン 軟	テン 天	

この單音に於て清濁共用したのは

加	岐	久具	計介	古	佐	之	須	勢世	曾
太	知遲	豆都	天	度都	波	比飛非	布不	倍閑	保奉

の三十一字、一語の中で同じ文字が清濁ともに表したは

加々美(——加介)

須久呂久

佐々禮以之

波之々

須々(——之路)(——米)

伊太々岐(志太々美)

都々美

保師々之

など十五語に上る。此く清濁を區別せぬ態度は本艸和名の時と同じだが、或は吾人の祖先には本來の濁音と連濁とを區別せずに、同一に考へて仕舞つた結果で無からうか。又一字にして二音を表すは

都 ッ ト

美 ミ ビ

の二で、其の漢音と吳音とだ。

本書には音を出せるに「此間云」或は「此間音」と云つたのと「俗云」或は「俗音」と云つたのと有り。

礬石此間云閏尺

埒此間云良智

紺帶此間云如字

等十四字

魔音勝此間音麻

飛檐此間音比衣無

醍醐此間音内五

等十二字

夜發俗云也保知

房俗云音望

篇俗云去聲

等四十五字

砵礪俗音諸古

彈弓俗音暖宮

擲俗音遞久

等二十一字

天冠俗訛云天和

喉痺俗訛云古比

又音の輕重を云つたのが有り、

鋤音古俗云平聲之輕

榛秦之輕

嶼徐呂反上聲之重與序同

友云九反上聲之重

麵莫句反去聲之輕

通普賀反去聲之重

雙王縛反俗云本音之重

すべて六十二條の中で上聲之重のみが五十一條に上つて居る。狩谷氏の箋注に

本書に載する所の字音の輕重は多く韻書と合はず、或は是皇國當時の俗呼なるか。或は「拗音を重となし直音を輕と爲す」と云ひ、或は「濁音を重となし清音を輕となす」と云ひ、或は「合音を重となし開音を輕となす」と云へば、其の説に就きて之を考ふるに間々合はざる者ありて其の然否を知らず。

と有るが直拗清濁輕重の別では此の上聲之重のみ多きを説明し兼ねる。この他

四聲を辨じた 疽七余反俗云去聲 癰於容反俗云去聲 樽此間云去聲

清濁を辨じた 壇達丹反俗云本音之濁

字母を辨じた 紐以レ音可レ分、一械之一動(透母)久反一櫃之一女(泥母)久反

の類も有る。

字音が直に和名となつたものも少くない。

樞子禮通之	鑑訓世通豆良	紙錢俗云賀美勢通	模子阿乎之	靴化乃久豆	線鞋千開乃久都
絲鞋俗云之賀伊	乳酪通字能可遊	沙不羅俗云雜羅	度宇之美燈心音訛也	筆臺比知太伊	半插波通佐布
幕萬久	幔俗音如字	反鼻其音片尾	蒟蒻枸弱古通夜久	柑子加無之	榛子字亦作奈奈以
林檎利字古宇	芭蕉波勢乎波	李衡加無之乃佐麻	柑子人名也	木欒子無久禮通之乃岐	木瓜毛介
陵君一云農世宇	木蘭毛久良綱				

字音を以て和名を説明したも有る。

於通者隱音之訛也

乳麤俗云知布俗人所謂乳府齒瘡(慎吾云ふ廣韻に瘡は病腫と)

三五、上代字音の一現象

内藤博士は「平安朝時代の漢文學」(日本文化史の研究に)に於て

支那へ往つて梵語なり、梵語の影響によつて明確になつた音を日本人が學んだから日本の音も次第に明確になつて來たので有る。古代はイ列とウ列との音に明白な區別が無かつたので魚をイヲと云ひ上野をイワノと發音するなど皆其の例で、イ列からウ列に訛つたても無くウ列からイ列に訛つたても無い。これはイ列とエ列とでも同様の例

が有るので上宮法王帝説に等已彌居加斯支移比彌乃彌已等とあるのを見れば彌の字はミにもメにもなるので其の區別が判然しなかつた事が分る。有りといふ活用言のリとルとが通常リが終止形でルが連體形となつて居るのを、古代にはリを連體形とした例が大唐玄奘三藏表啓の中に「恩ヲ冒セリコトニ」とあるので知られる。

と云はれた。實に五十音圖に有る各字の發音は今日吾人の唱へるよりもつと不純、云ひかへれば他音との別が明確で無かつたものと想像せられる。

倭名抄は既に述べた如く聲の輕重を分ち四聲字母に涉りてまで選擇して居るが果して吾人の祖先にさる區別が有つたのかと疑はれ、寧ろ著者その人の卓越した知見のあらはれでは無いかとも思はれる。然るに廿卷本の地名にあてた字音の轉用には後に本居宣長、僧義門、太田全齋等の指摘した如く喉内舌内唇内の區別は勿論、三内に關するその他の微妙な點までも見逃して無い。廿卷本倭名抄は果してこの上代に成つたか否やを知らぬが地名に文字をあてたことは遠く和銅の古から行はれた筈だから奈良朝から平安朝にかけて、字音を轉用して地名を表した際にかゝる音韻現象について其の理法に通じて居た結果と見るに何の不都合は無からう。即ちウ音には今日吾人の發音するよりもngの音を帶びては居なかつたか、又ngよりもワ行に近きウも有つたで無からうか、撥ねる音がmとnとに今日よりも既に明かに區別せられたは無論として舌内、唇内たる性質を更に深く會得して居たで無からうか。發音が不純と云つては語弊が有るが、其處に其の音の有する性質の或物を匂はすだけのことは必ず附存したらしい。

以下今日、一音に限られて居るものが他に轉用した例を出さう。

阿オ	—母志々爾(万二十)	以エ	根津—奈豆(倭)	阿オ	—比波登加奈々(万二十)
加ク	草蛭—佐比流(倭)	記ケ	保能—天(大同類聚方二)	規ク	構此云武—(天武紀)
祁コ	阿止乃—留(佛足石歌)	具キ	伊波流倍—朕爾波(續日本紀廿四)	攻キ	伊底—摩斯計武(日本紀實歌)
玖ケ	多遲摩母呂須—(記中、紀には諸助とあり)	計コ	等—日物(萬五)	古キ	比—布爾乃(同十四)
計キ	狸骨大奴—(康賴本紳)	居ク	安—院(太平記)	鼓ク	金—
古ク	囉鼠字—呂毛知(倭)				

の類は佐行以下にも同様に存し、甚しきは行を異にして萬井の伊牟多禰乎は「妹なね」にて多にてナを(宣化紀の椎田君にもシヒナと傍訓して有る)表す如きさへも有る。さればこそ國語にてもイ列とウ列とに區別の明かならぬげに見ゆる言語も存在するので、字音だから紛ひ易かつたとは考ふべきで無い。

三六、説文に關するもの

漢字を其の成立の上より説明した第一の權威は後漢の許慎の説文解字の十五卷、この書は後漢の永元十二年(吾が景行三十年「七六〇」)に着手せられたもので、唐一代(二七八—五六七)は説文字林の學は貢試課舉にも用ひられたから必ずや士子の學習した所、吾が遣唐の青衿も必ずや其の行李には之を携へ歸つたら

うに、小學は當時の學風に合はなかつたか之を研究した跡は賾されない。僅に前年平子尙氏が汲古留眞に收めた説文切レと稱せられる一紙片を留める。此は説文口部の二行六字、而も其の下端を存しない眞に零頁だが、現行の説文解字は宋初の校定本たるに、此は其の以前の形を傳へた者である。字の次第、説解、音の三點より見ると

一、字の次第は大徐校定本 小徐繫傳本の何れとも合はぬ。然るに大體に許書の順序を用ひたと云はれる玉篇に遡つたとせられる所の篆隸萬象名義は此の説文切と同じいものを見ると是を本來の順序とせればならぬ。

二、説解は二徐本と全同。さて此の切には説解を缺いて居るが第三字の吒には二徐本には噴也叱怒也と有る、此の叱怒也の三字は厄介なので段氏と王氏とで見解がちがふ。此の切に其の説解が存して居たら何とか述べつけられよう。

三、音は三本各々異なる。然るに此の切のが古い形たるべきは今日僅に存する唐本本部の佚文にも反とか切とかを斷らず、往々一字に二音切を出すに於て相一致するのでも證せられよう。

又吾が安政四年(彼の咸豐七年)に清朝の馮桂芬の手に歸した説文篆韻譜を此に附記しよう。彼は「東洋紙(日本紙のこと)に影鈔せる宋本韻譜全帙を購得したるに長さ潤さ常書にくらぶれば之に半倍す、蓋し日本國の書なり」と云つて居る外には後記等の有無を云はない。願云美の小印が有るといふから乾隆の頃に既に海を越えたのと見える。

抑、説文の書たる一に起り爰に訖りて五百四十部を立て、其の間に然順序すべき意義も有るのだが、其の中の文字を採す段になると「偏傍奥密にして意知すべからず、一字を尋求するにも往々巻を終ふ」べき不便が有る。この故に宋代に勅を奉じて定本を作つた徐鉉も弟の鎔に命じて説文の中の文字を音分けにして韻に系けしめたのが即ち此の篆韻譜。かうなると當時に行はれた韻書について説文に存する文字を摘出したと同じき物が出来て其の頃の知識としては以上便利なものはないので有る。

因にいふが説文には今一ツ説文解字五音韻譜といふが有る。是は南宋の初に李燾の編した所で、説文の五百四十部を二百六韻の順に改めたから一に起りて亥に訖つた物が東(上平)に起りて甲(入)に訖ることとなつた上に、部中の文字も亦二百六韻の序に改められた。蓋し篆韻譜が便利なる爲に五百四十部の内をもさうしたいといふのが此の五音韻譜で有る。吾が國で寛文十年(三三)に夏川玄朴が訓點を加へて板行したも此の書で、後に昌平營で宋本説文を翻刻した時には説文眞本と署して之と區別した程で有つた。だから今いふ篆韻譜と五音韻譜とは全く別なることをここに附記する。

篆韻譜は此く便利で有つた爲に彼土でも能く行はれたが普通には函海(清人李調元の輯めし叢書)本を用ひる。其の函海本と馮氏の得たのとは截然として異なりとて馮氏は左の五條を舉げて居る。

一、本書に用ひた韻の次第が函海本よりも古い

二、函海本の音切は李舟の切韻に依つたが本書のは其と違ふ(馮氏は之を陸法言の切韻の如くに云つて居るが、切

は數種有つたのだからさうは定められぬ)

三、本書によりて今の説文又は繫傳の誤を正すべきもの廿四條

四、本書によりて函海本を正すべきもの廿五條

五、本書によりて函海本の闕を補ふべきもの四條

以て其の善本たるを知られる。

篆韻譜には又わが舊刊本も有る。圖書寮漢籍善本書目に

説文解字篆韻譜五卷二冊

南唐徐鉉撰す。慶長活字の印本、卷一の末に丙辰葛節種善堂刊の本記あり。毎冊の首には秘閣圖書之章の印記ありとあるもので序文を佚し、灰部十五とあるべきを五十と誤つて居る。此は勿論馮氏のと異なる。